

行政常任委員会

令和 6 年 1 2 月 1 2 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

それでは、まず、市長より御挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 60 号、尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第 70 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決についてまでの 11 議案で、内訳といたしましては、条例の新規制定議案が 2 件、条例の一部改正議案が 4 件、補正予算議案が 5 件と、そして、昨日、追加させていただきました議案第 72 号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから議案第 77 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決についてまでの 6 議案で、内訳としましては、条例の一部改正議案が 1 件、補正予算が 5 件、合わせて合計 17 議案であります。これら提出議案につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査賜り御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

付託された議案の審査につきましては、お手元の行政常任委員会進行表に基づきまして進めていきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず初めに、財政課、お願いします。

○岩本財政課長 それでは、財政課所管の、まず、議案第 60 号、尾鷲市国市浜公園整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページを御覧ください。

条例の制定、条例案につきまして、2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

本基金につきましては、第1条にありますとおり、国市浜公園の整備等に要する経費に充てるために設置しようとするものでございます。

第2条では、基金への積立額は、一般会計歳入歳出予算に定める額としております。

また、第3条の管理から第6条の委任までの各条項につきましては、基金の適正な管理、処分等を行うため、それぞれ規定するものでございます。

議案第60号に係る説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

議案第60号、基金の設置等につきましては、何か御質疑ございますか。

○中村（レ）委員 この「整備等」の整備についての内容、教えていただけますか。

○岩本財政課長 このイニシャルコストはもちろんですけれども、イニシャルコスト……。整備費用はもちろんですけれども、今後の改修や修繕等も含めて「等」という言葉で表現させていただいておりますので、それらに使いたいということございます。

○中村（レ）委員 イニシャルコストっておっしゃいましたが、ということは、この維持に関わる電気水道代もしくは人件費も、この整備費の中に入していくということですか。

○岩本財政課長 まだ、その具体的な使い道を、そこまで細かい部分までは考えておりませんけれども、整備費用と今後の改修にかかる費用等に使えればということで考えております。

○中村（レ）委員 その言葉の規定をちゃんとおいていただかな、条例をつくられるんやったら、この維持費にかかるランニングコストと、今後、これ、人工芝を入れたら、10年で張り替えなあかんわけですよ。照明も同じように必ず照明器具自体を換えていかなあかんようになって、すごい莫大なお金がかかってくる、そのための基金であるならば理解できますけれども、これを電気代、その水道代、人件費などに使ってしまったら、もうすぐになくなって芝の張り替えとか大きなことに使えなくなるので、ここの言葉をちゃんと……。「整備等」じゃなく、何になら使えるかというのをちゃんと決めた上での条例としていただきたいと思います。

○岩本財政課長 目的は、幅広く使えるように「等」というふうにさせていただ

いておるんですけども、実際には、その電気代とかそういう細かい人件費とかそういうといったものに充てる考えは、今のところ、ございません。

○中村（レ）委員 ですから、今のところじゃなくて、それを明文化するのが条例ですので、明文化していただきたいと思います。

○仲委員長 基金の。

○岩本財政課長 基金全般、そこまで細かく使途を決めている、条例に表しているというものはなくて、範囲を広げた形で大きくくくって条例上は書いているというのが、大体、基金の条例は、そういうふうになっております。

○中村（レ）委員 そのために、その条例のその解釈について非常に後でいろいろな問題点が出てくると思うので、今回、すごい分かりやすいと思うんですよ。これ、きっと、中部電力さんのほうから頂いた寄附金やと思うんですけど、この4億円を基金として、今後、再度言いますけれども、芝の張り替えとか、このすごく設備を更新するために莫大なお金が今後かかるんです、10年間の間に。それが10年先に出る見込みは、きっと人口が減ってきて税収もなくなってきてなくなると見込まれる中、これをやり続けようしたら、このお金は、いろいろな細かいものに使わずに、そのために置くべきやと思うんですよ。ですから、その整備などの中にランニングコストは含まないなどという……。ランニングコストというのは、もともと消耗品って、消耗費というのか、毎年発生して、それは維持管理費として別個に出さなあかんもんやから基金として使うべきものではないんですよ。ですから、そのところは、ちゃんと明文化したほうがいいと思うんですけども。

○岩本財政課長 条例としてそこまで細かく書くのではなくて、運用として、そういう細かいランニングコストには使わないようにということを中で取り決めてやっていくというふうにさせていただきたいと思います。

○中村（レ）委員 それでは、その運用をちゃんとひっつけて出していただきたいと思います。

○仲委員長 レイ委員、すぐには運用の書いたものが出せないと思うんですけど、そこらのあれは、後ほどでよろしいですか。

○中村（レ）委員 委員会として、その提出を求めていただきたいと思います。

○仲委員長 財政課長、これ、あくまで内規であって、規定とか規則に準ずるものではないですね。そこら辺、十分に、ちょっと答えてください。

○岩本財政課長 その運用は、先ほど委員長が言われたように内規でということで使わせていただくということで、今後、ちょっと考えさせていただきたいと思

ます。

○仲委員長 よろしいですか。

ほかに条例に関して、ないですか。

○南委員 確認なんですけれども、当然、条例は、このスタンスでいいと思うんですけれども、運用においては規則なり要綱なりという行政の決めがあるんですけれども、今回は規則で定めるのか、例えば要綱で縛るのかって、その点の方向性は、それだけはつきりお聞かせ願いたいと思います。

○岩本財政課長 規則とか要綱ではなくて、あくまでも内規ということで、運用に関する内規ということで決めていきたいと思います。

○南委員 その内規ということで、いろんな、この、こういったこの種の条例に関して内規で決めておるんですか、ほとんどの条例は。それだけ、1点。

○岩本財政課長 ほかの条例で、そこまで内規までつくってやっているものはございません。

○南委員 今回、そうしたら、初めての試みとして、その方向で考えておられるということなんですか。

○岩本財政課長 先ほど御意見がありましたので、それを踏まえて、そういったものをつくらせていただきたい、考えさせていただきたいというふうに思います。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それでは、議案第60号については、質疑、終了します。

次、議案第66号の一般会計補正予算について御説明をお願いします。

○岩本財政課長 それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。第7号補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,286万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億2,748万3,000円とするものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,874万7,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

また、10目の企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金529万9,000円の

増額は、夢古道おわせLED照明取替工事等に充当するための繰入れでございます。

次に、21款市債、1項市債、1目総務債10万円の減額は、津波避難タワー整備事業債で、事業費の一部を繰り越すことによる起債額の調整でございます。

次に、5目土木債970万円の増額は、県事業費の増加に伴う急傾斜地崩壊対策事業債の増額でございます。

次に、18、19ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費4億3,698万6,000円の増額は基金積立金で、内訳は、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、地方創生拠点整備等基金積立金10万円、ゼロカーボンシティ推進基金積立金1,458万6,000円、国市浜公園整備等基金積立金4億円で、いずれも頂いた御寄附をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

次に、24、25ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、財政課分は、25ページの中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金154万6,000円の減額で、繰り出し対象経費の減少によるものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

同じく、3款1項の8目後期高齢者医療費6万5,000円の減額は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額で、これにつきましても、繰り出し対象経費の減少によるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。

変更2件につきましては、津波避難タワー整備事業及び急傾斜地崩壊対策事業の限度額を変更するもので、内容につきましては、先ほど歳入で説明させていただいたとおりでございます。

以上で財政課に係る補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

議案第66号の補正予算（第7号）について質疑のある方、御発言ください。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで、議案第66号の質疑は終わります。

続いて、追加議案の議案第73号の一般会計補正予算（第8号）の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、続きまして、議案第73号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の8号補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,805万円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億6,553万3,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,805万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

歳出でございます。

最下段にあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、財政課分は、国民健康保険事業特別会計繰出金132万1,000円の増額で、人事院勧告に伴う人件費の増加による繰出金の増額でございます。

次に、16、17ページを御覧ください。

同じく、3款1項の8目後期高齢者医療費43万円の増額は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額で、これにつきましても、人件費の増加に伴う繰出金の増額でございます。

ここで、財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、7号補正で7,874万7,000円、8号補正で3,805万円を取り崩すことにより、補正後の残高は21億8,898万7,000円となる見込みでございます。

そのほかの基金につきましては、それぞれ記載のとおりでございますが、最下段の国市浜公園整備等基金につきましては、今回設置予定の基金に中部電力株式会社様からの御寄附を積み立てるものでございます。これらによりまして、8号補正後の基金合計は35億9,855万8,000円となる見込みでございます。

以上で財政課に係る補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。どうぞよ

ろしくお願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

ただいま説明のありました議案第73号、補正予算（第8号）について質疑のある方、御発言をお願いします。ありませんか、追加議案については。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 追加議案なしと、質疑なしといたします。

続いて、報告事項やな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 財政課長、報告事項。

○岩本財政課長 それでは、報告事項といたしまして、今後の財政収支見通しについて御説明をさせていただきたいと思います。

財政課の委員会資料の2ページを御覧ください。

この表につきましては、令和10年度までの財政収支見通しについて、令和5年度決算及び今後の事業見込み等を踏まえて作成したものでございます。例年のとおりではございますが、当初予算編成時における財源不足額を把握するために一般財源ベースで試算をしたものでございます。この中で主なところを御説明申し上げます。

まず、歳入のうち、1の市税でございますが、令和6年度の当初予算におきましては、定額減税分として約5,700万円を減額した数字になっております。ですので、7年度以降につきましては、その分が増加した形になっております。

ただ、市税につきましては、今後も減少傾向が続くと予測していること、それから、令和9年度には評価替えによる固定資産税の減少を見込んでおりまして、減少幅が少し大きくなっております。

次に、3の地方交付税のうち、普通交付税につきましては、本年度、令和6年度の当初の交付額が確定しておりますので、これをベースに推計を行ったものでございます。

この普通交付税につきましては、国勢調査人口の減少をはじめ、現在算定されております地域デジタル社会推進費が令和7年度で終了すること、あるいは、公債費の算入額の減少等、こういったこともあります、こちらも減少傾向で推移すると見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

まず、1の人件費につきましては、今回、人事院勧告がございましたので、その

給与改定等を加味して推計をしております。したがいまして、令和6年度当初予算と比較いたしますと、令和7年度以降は、主にその分が増加をしております。

また、2の扶助費につきましては、令和7年度以降は5億5,000万円台から5億4,000万円台で推移すると見込んでおります。

次に、3の公債費につきましては、現在把握できる範囲で今後の事業に対する借入額を計算した上で推計したものでございます。おおむね9億円前後で推移すると見込んでおります。

また、4の義務的経費を除く行政経費につきましても、公債費と同様、今後見込まれる事業等を踏まえて推計を行った結果、令和7年度から令和9年度の3年間につきましては、大型事業等の影響もあって40億円台になると見込んでおります。

この歳入歳出の推計の結果、歳入から歳出を差し引いた収支につきましては、令和7年度で6億3,991万7,000円のマイナス、また、令和8年度及び9年度につきましては7億円台になると予測をしております。これにつきましては、下段に記載のとおり、この収支差額を財政調整基金の取崩しによって補填することとしております。

次に、3ページを御覧ください。

この表は、先ほどの収支見通しを踏まえて、当初予算編成時の財政調整基金の残高を推計したものでございます。

令和7年度の欄を御覧いただきますと、当初予算編成前残高が22億2,703万7,000円で、これにつきましては、今回の7号補正後の残高になっております。ここから、先ほどの収支見通しで推計をいたしました令和7年度当初予算編成における取崩し必要額6億3,991万7,000円を差し引いた当初予算編成後の残高が15億8,712万円となる見込みでございます。

こういった形で令和10年度まで推計をしていきますと、令和10年度の当初予算編成後残高は10億329万7,000円と見込んでおるところでございます。

以上、簡単ですが、今後の財政収支見通しについての説明とさせていただきます。

○仲委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明は報告事項ですが、何か質疑がありましたら、どうぞ。

○南委員 報告事項ということなので簡単に、簡単というよりか、もう基本的なことをお聞きします。

2ページの、今、財政課長、政策減税で、6年度については5,700万をマイナスということで、7年度からプラス5,700という説明、あったんですけど

も、103万円の壁や106万円の壁で尾鷲市としても税収に相当影響があるということを聞いて、基準財政収入額で減る分は75%分交付税で戻っても約5,000万前後のマイナスになるんじゃないかというようなことなんですけれども、その分については、これ、7年度以降は、換算されていないんですか。

○岩本財政課長 この資料を作った時点ではそういう情報がなかったものですから、その辺は加味をしておりません。

○南委員 最後で、もう一点なんですけれども、今回、事業、特別会計のほうは含まれていないと思うんですね、財政見通しの中へ。例えば、尾鷲総合病院の、今、内部留保金は十数億あるということで、10年度までもつという考え方で、これを、財政見通しをしたのか、持ち出ししなくても。それだけ、確認。

○岩本財政課長 その病院事業会計の繰り出しにつきましては、あくまでも繰り出し基準に従った形で算出をしておるということで、そういう病院の事情等は、ここでは抜きにして、単に繰り出し基準に従った額ということで計算しております。

○南委員 当然、今の尾鷲市は、国から頂く交付税分は全額100%充当されておるということなんですけれども、今後の病院経営を見ると、非常に、もう危機的な状況に陥っているんじゃないかなということで、現金出動も交付税以外に僕は持ち出しが出てくるんじゃないかなというような懸念があります、もう。その点について、市長は、どうお考えですか。

○加藤市長 今のその病院事業会計の推移、令和6年度、令和5年度、令和6年度で、来年度どうなるのか。非常に厳しい状況。これは、既にいろんな形で発表しているんですが、要するに、入院収益が本当に当初の予定より取れていないと。そのために、いかにして歳出というのか支出の費用のほうでカバーしていくとか、いろんなことをやっているんですけれども。委員おっしゃるように、大変厳しい状況にあると思っております。ですから、さっきの御指摘については、限定はできません、確定はできませんけど、やっぱりそういうことも含めて、トータルとしての財政運営ということは私は考えていかなきやならないんじゃないかと思っております。それを具体的にどうするのかということについては、今、こうするんだという申し上げることはできませんけれども、取りあえず、本市の場合には、一応、財政収支という収支見通しということで、当初から財政見通しは5年間の見通し、今回の場合には令和10年度まではきちんと見通しながら、それをベースにして、これから財政計画をどういうふうに立てていくのかということも同時並行しながら考えていかなきやならないと。

一方で、先ほど、委員おっしゃっていますように、要は、その病院経営ということは、非常に今の状況から非常に大変な状況になっているという認識を持って、今後、やっぱり、どうあるべきなのかという方向性も決めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしといたします。

それでは、以上で財政課の審査を終わります。御苦労さまでした。

総務課、準備をお願いいたします。

総務課長、よろしいですか。

それでは、総務課の審査を始めます。

議案第62号の職員退職手当条例の一部改正についてから説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、総務課に関する議案について説明いたします。

議案第62号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正についてを説明させていただきます。

議案書の7ページのほうを御覧ください。

議案第62号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正についてにつきましては、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴いまして地方公務員の退職手当もそれに準じるため、尾鷲市職員退職手当条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、雇用保険法の改正に伴う就業手当の廃止と地域援助給付が延長されたことから条例改正するものでございます。

以上、第62号の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

議案第62号、退職手当条例の一部改正について質疑のある方、挙手願います。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、これについては終了します。

続きまして、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について、説明をお願いいたします。

○森本総務課長 続きまして、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてから議案第68号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてまでのうち、総務課に係る予算につきまして説明させていただきます。

歳出ですが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、総務課において委員会資料にて一括説明させていただきます。

委員会資料の3ページ、資料の2のほうを御覧ください。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期高齢会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

一般会計につきましては、職員数3名の増で170名であります。

まず、一般会計の給料合計額444万7,000円の増額、国保会計給料合計額19万円の増額、後期高齢給料合計額6万8,000円の増額ですが、こちら、一般職員の人事異動等による増減でございます。

次に、職員手当の主なものといたしまして、一般会計の時間外勤務手当合計額が1,875万5,000円の増額につきまして、70周年記念事業、能登半島地震派遣業務、臨時給付金事業、併せて、通常業務との並行業務による影響が行われまして、増額ということでございます。

次に、児童手当につきましては、一般会計合計額99万円の増額、制度改正によりまして高校生までの延長によるものと第三子の支給額が増額するものが主なものでございます。

次に、退職手当につきましては、一般会計合計額5,947万1,000円の増額、こちらに関しましては、4名分の追加によるものでございます。

共済費につきましては、一般会計合計額637万円の増額であります。各会計における、給料、手当、共済費の総合計は、一般会計で9,313万6,000円の増額、国保会計で148万9,000円の増額、後期高齢会計で6万5,000円の減額となっております。

続きまして、4ページの資料3のほうを御覧ください。

会計年度任用職員人件費について説明いたします。

人員につきましては、延べ人数とさせていただいておりまして、161名を見込んでおります。

1節報酬655万2,000円の減額と2節給料373万2,000円の減額は、主なものといたしまして、人員の増減、退職等による期間短縮によるもので、2款

一般管理費は、1名の減員で285万の減額、3款国民年金は、育休代替による1名増の170万8,000円の増額、同じく、3款児童福祉費は、1名増で108万7,000円の増額、4款製造費、1名減の170万の減額、9款事務局のフルタイムからパートタイムの変更などによりましての報酬と給料の増減、同じく、9款給食センターは、調理員の採用による時間外短縮等により281万1,000円の減額、同じく、9款中学校におきましては、介助員の減による225万3,000円の減額、同じく、9款図書館は、司書への応募がなかったため、事務補助員での採用対応にしたことによりまして、報酬の増減が主なものでございます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について説明いたします。

予算書に戻っていただきまして、予算書の7ページのほうを御覧ください。

債務負担補正でございますが、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するもので、総務課分といたしましては、一番上から公用車24台分、こちらのほうの集中管理業務委託、尾鷲市本庁舎等警備業務委託、尾鷲市本庁舎等機械警備業務委託の3件でございます。

期間、限度額は、それぞれ記載のとおりでございます。

本庁舎等業務委託の2年間の期間につきましては、例年3年でさせていただいておりますが、中央公民館の警備業務と併せて入札、契約を行うため、中央公民館の改築等により警備内容の変更の時期と調整したもので、2年とさせていただいているります。

また、機械警備業務委託につきましては、これまで警備業務と併せて委託で行っておりましたが、来年度より、これを分けて業務委託させていただくものでございます。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

総務一般管理経費、燃料費70万円の追加は、コロナ禍の収束などの要因によりまして、出張等、車両の利用機会が増えたことガソリン代高騰のことから、当初の見込みを見直しまして増額させていただくものでございます。

以上、議案第66号から議案第68号までの説明とさせていただきます。御審査のほど、お願ひいたします。

○仲委員長 16、17ページの総務費雑入というのは、あなたのところの担当じゃなかった。違うの。17ページの、あれ、説明したっけ……。雑入で派遣職員人件費。

(「歳入」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 島入、島入やで。諸収入の雜入の総務費雜入、派遣職員人件費 5 8 8 万 7,000 円。あるよな。

○森本総務課長 申し訳ございません。県派遣がしております、そちらのほうの入件費の部分に関しまして、こちらのほうに戻ってきているというものでございます。

○仲委員長 以上が議案第 6 6 号の一般会計補正予算（第 7 号）の総務課の説明です。主に人件費でございますが、何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、追加議案のほうやな。追加議案の議案第 7 2 号の職員の給与に関する条例等の一部改正について、説明をお願いいたします。

○森本総務課長 続きまして、議案第 7 2 号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを説明させていただきます。

追加議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 7 2 号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、特に、初任給及び若年層の水準を引き上げ、賞与の支給月数を 0.1 月分引き上げるなど、国の人事院勧告がされたことから、これらに準拠いたしまして見直すため、こちらのほうの条例の一部を改正するものでございます。

令和 6 年人事院勧告の概要につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

資料の 1 ページを御覧ください。

令和 6 年人事院勧告のうち、俸給表の改定につきましては、民間給与との格差 2.76 % を埋めるため、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、おおむね 30 歳代後半までの職員に重点を置いて改定を行うものでございます。

期末勤勉手当の改定につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.05 月分それぞれ引き上げまして、年間支給月数を 4.5 月分から 4.6 月分とするものでございます。

次に、2 ページのほうを御覧ください。

本市における人事院勧告による対応につきましては、人事委員会のない自治体についての給料表その他手当の民間準拠に基づく情勢適応させる給与等の改正を根拠

といったしまして、人事院勧告を準拠することが一般的であり、本市においても人事院勧告、これに準拠して対応していく方針でございます。

条例改正による影響額でございますが、一般会計、給料 1,903万2,000円、職員手当で 1,456万6,000円、国保会計、給料で 71万7,000円、職員手当で 50万6,000円、後期高齢者の給料で 27万8,000円、職員手当で 12万7,000円でございます。

続きまして、議案第73号、令和6年尾鷲市一般会計……。

○仲委員長 ちょっと待って、総務課長。72号が終わったんな、説明な。終わったんね。

○森本総務課長 はい。以上、72号の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 議案第72号の職員の給与に関する条例等の一部改正について、何か質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、追加議案の議案第73号、一般会計補正予算（第8号）の議決について、説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第73号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてから議案第75号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてに係る予算について説明させていただきます。

歳出でございますが、人件費につきまして、全ての費目にまたがりますので総務課において一括説明させていただきます。

委員会資料の5ページの資料3を御覧ください。

影響額につきましては、先ほど資料で御説明させていただいておりますが、こちらの資料、一般会計における各科目に係る人事院勧告の影響額となっております。

一般会計給料合計額で 1,903万2,000円、国保会計給料額で 71万7,000円、後期会計給料額で 27万8,000円でございます。

次に、人事院勧告による影響手当として、期末勤勉手当、地域手当、退職手当等がございまして、一般会計手当合計額が 1,456万6,000円、国保会計手当額が 50万6,000円、後期高齢会計手当で 12万7,000円でございます。

なお、時間外勤務手当分に関しましては、本年10月分から来年3月分までの見

込み時間数を鑑み計上させていただいております。その見込み分として、先ほど説明させていただきました 7 号補正の中、こちらのほうの時間外の中に総額 85 万 7,000 円分を加えて計上させていただいております。

次に、人事院勧告による影響額、共済費といたしまして、一般会計手当合計額で 270 万 1,000 円、国保会計手当額で 9 万 8,000 円、後期高齢会計手当額で 2 万 5,000 円となっております。

以上、議案第 73 号から議案第 75 号までの説明とさせていただきます。御審査のほど、お願い申し上げます。

○仲委員長 議案第 73 号の一般会計補正予算（第 8 号）の議決について、質問、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで。

以上で総務課、終わりやな。以上で総務課、終了いたします。御苦労さまでした。

政策調整課、準備、お願いします。

よろしいですか。

それでは、政策調整課の審査に入ります。

まず、議案第 66 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 7 号）についての説明をお願いいたします。

これだけやな。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 66 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決についてのうち、当課に係る分について説明いたします。

まず、補正予算書の 16 ページを御覧ください。通知いたします。

歳入について説明いたします。

17 款寄附金、1 項寄附金、1 目総務費寄附金、1 節総務管理費寄附金の 10 万円の増額は、地方創生応援寄附金として、東京都に本社を置きますタレントスクエア株式会社様より企業版ふるさと納税制度を用いておわせ SEA モデル構想推進事業へ御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

補正予算書の 7 ページを御覧ください。通知いたします。

第 3 表債務負担行為補正の上から 4 行目でございます、尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託、令和 7 年度限度額 5,738 万

2,000円、5行目の運賃平準化業務委託、令和7年度限度額24万3,000円及び6行目の尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料、令和7年度限度額2,263万1,000円でございます。

内容につきましては、委員会資料にて説明いたします。

委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

資料1、尾鷲市コミュニティバス債務負担行為補正についてでございます。

尾鷲市コミュニティバス5路線の運行を継続していくため、尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託及び尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料並びに運賃平準化業務委託について債務負担行為を計上するものでございます。

なお、このうち、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理につきましては、翌年、令和7年1月に公募を行い、選定後、仮協定を締結し、令和7年第1回定例会におきまして議決をいただいた後、協定を締結する予定でございます。

まず、尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託は、令和7年度、限度額は5,738万2,000円、その内訳は、運行経費から利用料金収入見込額及び補助金見込額を差し引いた金額に消費税を乗じた金額となっております。

次に、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料は、令和7年度、限度額は2,263万1,000円、その内訳は、運行経費から利用料金収入見込額を差し引いた金額に消費税を乗じた金額となっております。

これらの昨年度に比べての増額分の主な理由は、バス運転手の人工費上昇によるものでございます。

続いて、須賀利地区のバス乗り継ぎにおいて生じる運賃差額を調整するための運賃平準化業務委託は、令和7年度、限度額は24万3,000円となっており、三重交通路線バスの運賃が今月16日より改定されることも踏まえ、増加を見込んでおります。

以上で議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

議案第66号、一般会計補正予算（第7号）の説明は以上でございますが、質疑

ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で、政策調整課、終わります。御苦労さまでした。

防災、準備をお願いします。

防災課長、よろしいですか。

それでは、防災危機管理課の審査に入ります。

まず、議案第66号、令和6年度の一般会計補正予算（第7号）について御説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

歳出についてであります。

それでは、20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費につきましては217万円の増額で、内容につきましては、防災センターの光熱水費の不足による防災危機管理課維持管理経費、10節需用費、細節光熱水費94万円と、避難タワーの建設予定地であります旧矢浜保育園の測量登記等業務委託料として防災施設整備事業、12節委託料123万円で、建設予定地の畦畔を国から払下げを受けるためのものでございます。

次に、38、39ページを御覧ください。

最下段になりますが、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては1,670万円の増額で、内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として、18節負担金、補助及び交付金1,670万円を増額するもので、人事院勧告に伴う人件費等の増額によるものでございます。

次に、次のページ、40、41ページを御覧ください。

2目非常備消防費につきましては37万1,000円の増額で、内容につきましては、消防団員の活動増加に伴う燃料費14万7,000円、市内に15か所ある消防団車庫の光熱水費9万1,000円、日本消防協会からの福祉事業等車両の交付を受けること及び2分団の車両の更新につきまして、積載車から4輪駆動の軽積載車と軽搬送車に変更したことによる登録手数料等、役務費12万8,000円と自動車重量税でございます。

続きまして、繰越明許費でございます。

それでは、7ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、津波避難タワー整備事業2,078万円でございます。当初、令和6年度中に設計を終える見込みでしたが、用地測量、登記及び矢浜保育園用地内の畦畔に係る対応検討、国への矢浜避難タワーの規模変更手続に相当な時間を要しており、年度内の完成が見込めないことから、設計の工期を令和6年度後半から7年度前半にかけて実施いたしました計上させていただいております。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

次のページの8ページを御覧ください。

当課に係る債務負担行為補正は2件でございまして、8ページの12段目、行政協力員団体傷害保険料（三重県委託分）、期間、令和7年度、限度額12万3,000円につきましては、市内に115ある樋門等の操作業務を三重県から水防費として委託されており、4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

次の欄の行政協力員団体傷害保険料（市管理分）、期間、令和7年度、限度額3万9,000円につきましては、本市管理分の33ある樋門等の操作業務に係る傷害保険料でございます。

以上で当課に係る補正予算説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

議案第66号、一般会計補正予算（第7号）の説明は以上でございますが、質疑ございますか。

○濱中副委員長 今、津波タワーの設計、ちょっと時間を要しておるということやったんですけども、以前のその津波タワーの説明のときに、その設計、どんな形にするかという前に、避難弱者と言えばええのかな、避難しにくい人たちのその確認を取るためにもという話をお願いしたと思うんですけども、その辺りは、どういった予定になっていますか。

○大和防災危機管理課長 階段を上れるかどうかなどの確認という意味だとは思うんですけども、そういういた意味合いで、NTTビルを今度活用して、避難訓練といいますか、そういういた事象を確認作業を1月中にするよう、今、調整を図っております。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、これで防災危機管理課の審査を終わります。御苦労さまでした。

10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時04分)

○仲委員長 税務課の審査に入ります。

一番最初に、議案第63号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしくお願ひいたします。

議案第63号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例等一部改正案の新旧対照表4ページを御覧ください。通知いたします。

行きました。すみません。

これは、令和6年度税制改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の22万円から24万円に改正しようとするものであります。

本市におきましては、平成24年度以降、国の制度改革のあった1年後において賦課限度額の引上げを実施しており、これまでと同様に令和7年4月1日に実施しようとするものであります。

詳細につきましては、課長補佐より御説明申し上げます。

資料を通知します。

○相賀税務課長補佐兼係長 よろしくお願ひします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて。

社会保険方式を採用する医療保険制度では負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響等により一定の限度を設けることになっております。その上限額を賦課限度額といいます。

本市において、国民健康保険税の条例改正は、軽減範囲の拡大などの市民に得となる改正はその年度に行い、今回の限度額を上げる等の得にならないような改正については、1年遅らせて改正を行ってまいりました。

令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正の大綱によって、今

回、1年遅れでの賦課限度額の引上げを行いたいと考えます。

今後の国の方針としては、社会保険等の被用者保険のルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間になるよう法定されています。そことのバランスを考慮し、国民健康保険税も割合が1.5%に近くづくように段階的に引き上げてくると予想されます。

次の表は、本市における令和6年度賦課時点の限度額超過世帯の割合の表になっております。医療分、後期高齢者支援分ともに25世帯、63人で、割合が0.99%、介護分17世帯、27人で、割合が1.77%になっております。

参考ですが、今回の後期高齢者支援分の限度額を上げた場合、令和6年度の所得で見ると、後期高齢者支援分23世帯、59人になります。

次の2ページは、参考資料として、令和6年度賦課時点と限度額を引き上げた後のグラフ、それと、国と本市の賦課限度額の比較の表になっております。

今回の条例改正は、令和5年12月に閣議決定されたものであり、本来、令和6年度に改正するところ、本市としまして、改正に当たり、1年間の猶予期間を設けた上で、尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に御審議いただき、今回の賦課限度額の引上げに関する答申をいただいております。国民健康保険税の中の後期高齢者支援分の賦課限度額を令和7年4月1日より、現行の22万から法定額と同額の24万円に引き上げたいと考えております。

説明は以上です。

○仲委員長 どうも。

○三鬼税務課長 以上で尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 議案第63号の保険税条例の一部改正について、何か質疑ございますか。

○小川委員 限度額なんですけど、6年度106万になっていますけど、これ、2万円上がっても、やっぱり106万ということで理解してよろしいんですか。

○三鬼税務課長 トータルの合計額としては、今、委員がおっしゃったような額になるということです。

○仲委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 はい。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで。

続きまして、議案第 66 号の一般会計補正予算（第 7 号）の議決について、説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 続きまして、議案第 66 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 20 ページ、21 ページを御覧ください。通知いたします。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、22 節償還金、利子及び割引料は、市税の過年度分還付金及び還付加算金 430 万円の増額で、主に、法人市民税において、確定申告によって生じた中間納付に係る過納金の増額に伴うものであります。

法人市民税におきましては、事業年度の中間で行う申告を中間申告といいますが、一般的に前の事業年度の実績額を基に計算された予定申告に基づき中間納付が行われます。その後、事業年度が終了し決算が行われ、確定申告などにより計算された法人市民税の額が申告納付されるというふうな流れになりますが、中間納付で納められた額より少なかった場合は、過納、納め過ぎとなりますので、その過納金を納税者に還付、お返しするというふうな流れになります。今年度は、特に法人市民税の中間納付関連の過納付、または、全額還付となるようなケースがあり、今後、さらに年度末までに補正予算相当額の還付が見込まれることから、増額補正を計上させていただきました。税法上、必要な措置となりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。通知いたします。

第 3 表債務負担行為補正の表のうち、中段、総合住民情報システム用紙印刷費及び市税等納税通知書作成業務委託の 2 件でございます。

まず、総合住民情報システム印刷用紙の印刷費につきましては、令和 7 年度分の市県民税等の納付書兼領収証書や督促状兼納付書などの総合住民情報システム用紙の印刷について、発送までの事前準備や校正などに一定の期間を要するものが複数あることから年度開始前に一括して発注すべく債務負担行為として計上するもので、期間は令和 7 年度、限度額は 149 万円であります。

次に、市税等納税通知書作成業務委託につきましては、令和 7 年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の納税通知書作成に係る業務委託でございます。年度当初に納付書等を作成するに当たり、一定の期間を要することから、作成から発送、納期限等の関係から年度開始前に準備

をする必要があるということで債務負担行為として計上させていただいております。

期間としましては令和7年度、限度額は494万7,000円でございます。

以上が税務課に係る補正予算の説明となります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

以上が議案第66号の一般会計補正予算（第7号）の説明であります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

税務課、これで終了いたします。御苦労さまでした。

市民サービス課、準備をお願いします。

それでは、市民サービス課の審査を始めます。

議案第66号の一般会計補正予算（第7号）の議決について、説明から始めてください。

○湯浅市民サービス課長 市民サービス課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

第3表債務負担行為補正のうち、上から9段目の戸籍システム保守業務委託404万8,000円の追加につきましては、戸籍システムの保守契約が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度中に次期標準システムに更新されるまでの期間における債務負担行為を計上するものでございます。

続きまして、その1段下の住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料1,822万円の追加につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバー及びクライアント端末の更新に伴うものでございます。

住民基本台帳ネットワークにつきましては、住民基本台帳の関係業務の根幹となるシステムであり、主に、マイナンバー関係の業務や他市町との情報連携に利用されているシステムでございます。

今回の更新につきましては、全国の住民基本台帳関係のデータ連携を一元的に管理している地方公共団体情報システム機構とのデータ連携の必須のものでございま

す。

また、各機器の耐用年数に基づき、令和7年度から令和11年度の5年間を債務負担行為の期間とするものでございます。

次ページの8ページを御覧ください。

上から3段目の小原野墓園浄化槽保守点検・清掃業務委託9万4,000円の追加につきましては、小原野墓園のトイレ整備に伴い、令和7年度より新たに2年間の債務負担行為を計上するものでございます。

なお、市民サービス課が所管する浄化槽保守点検等に係る契約期間は、通常3年間としておりますが、既に契約しておりますコミュニティーセンター、集会所の浄化槽保守点検・清掃業務委託の完了年度が令和8年度末であることから、次回の契約開始予定時期となる令和9年度に統一していくことを目的に、今回、追加する小原野墓園トイレ浄化槽保守点検・清掃業務委託の債務負担行為の期間を令和7年度から8年度までの2年間とするものでございます。

議案第66号についての説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○仲委員長 どうも。

債務負担行為だけの補正ですけど、議案第66号の補正予算（第7号）の議案について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第67号、国民健康保険と議案第68号の後期高齢者の補正予算、各2号ずつ、一括してまとめて説明ください。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第67号、令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてにつきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の53ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,394万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

60ページ、61ページを御覧ください。

4款……。

(「まだ行っていない」と呼ぶ者あり)

○湯浅市民サービス課長 行っていないね。

○仲委員長 皆さん、来ていませんか。来た……。

○湯浅市民サービス課長 申し訳ありません。続けさせていただきます。

まず、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額154万6,000円を減額し1億8,837万3,000円とするものでございます。

内容としましては、人事異動等による人件費の増加に伴う職員給与等の繰入金の増額と財政安定化収入支援事業繰入金の額の確定による減額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正額165万7,000円を増額し7,460万7,000円とするものでございます。

補正の歳入歳出の差額分について、財政調整基金を取り崩すものでございます。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の取崩し額が165万7,000円となり、国保財政調整基金の令和6年度末残高は1億7,348万円となる見込みでございます。

それでは、予算書にお戻りいただき、62ページ、63ページを御覧ください。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額154万1,000円を追加し5,647万円とするものでございます。

市民サービス課に係るものといたしまして、国保一般管理費に5万2,000円を追加するものでございます。郵便料金改正に伴う通信運搬費の増加でございます。

続きまして、5款1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額143万6,000円を減額し520万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、特別調整交付金の支給条件である結核及び精神に関する医療費が全体の14%を下回る見込みであるため、申請を取り下げさせていただくものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金は、補正額6,000円を追加し2,664万円とするものでございます。事業費の確定に伴う特別調整交付金の前年度の精算金でございます。

議案第67号については以上でございます。

それでは、続きまして、議案第68号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特

別会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の65ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,757万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

72ページ、73ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款1項1目繰入金は、補正額6万5,000円を減額し4億6,004万9,000円とするものでございます。

1節事務費繰入金の内容は、人事異動による人件費減額に伴う繰入金の減額でございます。

議案第68号についての説明は以上でございます。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

議案第67号、68号、この二つの補正予算について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしということで。

続いて、追加議案の議案第74号、国民健康保険と議案第75号の後期高齢者特別会計補正予算、各3号の説明を一括してお願ひいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第74号、令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の33ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,526万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

40ページ、41ページを御覧ください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、補正額 132 万 1,000 円を追加し 1 億 8,969 万 4,000 円とするものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増加に伴う職員給与等の繰入金の増額でございます。

議案第 74 号の説明については以上でございます。

続きまして、議案第 75 号、令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の 45 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 1,800 万 5,000 円とするものでございます。

続きまして、第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

52 ページ、53 ページを御覧ください。

歳入でございます。

2 款 1 項 1 目繰入金は、補正額 43 万円を追加し 4 億 6,047 万 9,000 円とするものでございます。

1 節事務費繰入金の内容は、人事院勧告に伴う人件費増の繰入金の増額でございます。

議案第 75 号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願ひします。

○仲委員長 どうも。

議案第 74 号、議案第 75 号の国民健康保険と後期高齢者の補正予算の説明であります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

以上で市民サービス課、終了いたします。御苦労さまでした。

福祉保健課、準備をお願いします。

それでは、福祉保健課の審査を始めます。

まず、初めに、議案第 66 号の一般会計補正予算（第 7 号）の議決について説明

をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,578万4,000円の増額は、1節社会福祉費負担金578万4,000円の増額で、そのうち、障害者自立支援給付費等国庫負担金534万2,000円の増額は、報酬改定及び利用者が増加したことによる増額でございます。

次に、障害児施設措置費国庫負担金44万2,000円の増額は、報酬改定に伴う増額でございます。

次に、2節児童福祉費負担金981万3,000円の増額は、制度改正に伴う児童手当交付金981万3,000円でございます。本年10月からの児童手当制度の改正により、事業費に係る国の負担割合が増加し、県と市の負担割合が減少したことによる増額でございます。

次に、3節生活保護費負担金18万7,000円の増額は、生活扶助費等国庫負担金18万7,000円の増額で、単価増に伴う増額でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金222万9,000円の増額は、1節社会福祉費補助金66万1,000円の増額で、地域生活支援事業費等補助金66万1,000円の増額は、利用者の増加等に伴う増額でございます。

2節児童福祉費補助金156万8,000円の増額は、子ども・子育て支援交付金156万8,000円の増額で、放課後児童健全育成事業に係る基準改正に伴う国庫補助金の増額でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金46万円の減額は、1節社会福祉費負担金289万2,000円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等負担金267万1,000円の増額及び三重県障害児通所給付費等負担金22万1,000円の増額は、国庫負担金と同様、報酬改定及び利用者の増加に伴うものでございます。

次に、2節児童福祉費負担金335万2,000円の減額は、児童手当県負担金335万2,000円の減額で、制度改正に伴う減額でございます。先ほど国庫支出金の説明でもありました本年10月からの児童手当制度の改正により事業費に係

る国の負担割合が増加し、県と市の負担割合が減少したことに伴う減額でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金198万5,000円の増額は、1節社会福祉費補助金33万円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等補助金33万円の増額は、国庫補助金と同様、利用者の増加等に伴う増額でございます。

次に、2節児童福祉費補助金165万5,000円の増額は、低年齢児保育充実事業費補助金8万7,000円の増額で、ゼロ歳から2歳児の待機児童解消のための県補助金拡大に伴うもので、地域子ども・子育て支援事業費補助金156万8,000円の増額は、先ほど国庫補助金の説明でもありました放課後児童健全育成事業に係る基準改正に伴うものでございます。

次ページ、16、17ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、6目衛生費寄附金94万円の増額は、1節保健費寄附金94万円の増額で、明治安田生命保険相互会社様からの健康増進の目的で寄附をいただいた寄附金でございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,675万2,000円の増額は、3節民生費雑入2,086万5,000円の増額で、紀北広域連合負担金の前年度精算金でございます。

次に、歳出でございます。

24、25ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,074万円の減額のうち、細目社会福祉一般総務費280万7,000円の減額で、報償費6万円の増額、役務費28万5,000円の増額、使用料及び賃借料2万2,000円の増額は、行旅人等の死亡件数増による葬儀手数料や斎場等使用料等の増額及び負担金、補助及び交付金の紀北広域連合負担金317万4,000円の減額は、広域連合職員人件費等の減額によるものでございます。

次に、3目自立支援給付事業1,289万4,000円の増額のうち、細目介護給付・訓練給付費1,156万9,000円の増額は、扶助費の入所支援事業費808万4,000円の増額、放課後等デイサービス給付費88万5,000円の増額は、いずれも報酬改定に伴う増額で、就労移行支援事業費260万円の増額は、利用者の増加に伴うものでございます。

細目地域生活支援事業費132万5,000円の増額は、委託料の中一時支援事業委託料60万8,000円の増額及び移動支援事業委託料21万8,000円の

増額は、障がい者等の社会参加のための外出を支援する事業で、利用者及び利用料が増加したことによる増額でございます。

扶助費の日常生活用具給付事業費 49万9,000円の増額は、利用件数等が増加したことによる増額でございます。

次ページ、26、27ページを御覧ください。

2項児童福祉費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。

1目児童福祉総務費のうち、福祉保健課に係る分は細目放課後児童健全育成事業に係る分で、12節委託料438万8,000円の増額は、歳入でも説明がありました放課後児童健全育成事業に係る基準改正に伴う事業費の増額でございます。こちらの事業費につきましては、国県市で3分の1ずつの事業費を負担するものとなっております。

続きまして、2目児童措置費、細目保育所等事業に係る18節負担金、補助及び交付金につきましては、補正額はゼロ円でございますが、内訳といたしまして、先ほど歳入で説明いたしましたゼロ歳から2歳児の待機児童解消のための県補助金8万7,000円の拡大に伴い、同様の趣旨である市の補助金、低年齢児保育充実事業費補助金を県と同額を上乗せし17万4,000円を増額した上で、その一方、市補助金の運用としまして、尾鷲乳児園に配置されている看護師に対する補助金に充当していることから、同額を看護師配置補助金から減額し調整するものでございます。

次に、細目児童手当給付事業に係る19節扶助費の311万円の増額は、次ページを御覧ください、児童手当311万円の増額で、本年10月からの児童手当制度改正に伴う手当の増額でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、3目生活保護施設事務費25万円の増額は、細目生活保護施設援護費25万円の増額で、負担金、補助及び交付金の救護施設委託事務費負担金25万円の増額は、委託事務費の単価増による増額でございます。

次ページ、30、31ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費114万円の増額は、細目予防接種事業114万円の増額で、委託料の任意予防接種委託料114万円の増額は、帯状疱疹ワクチンの接種者数が見込みを上回ったことによる増額でございます。

次に、3目保健事業普及費94万円の増額は、細目健康増進事業94万円の増額で、需用費の消耗品費2万円の増額及び備品購入費92万円の増額は、明治安田生命保険相互会社様から健康増進等の目的で御寄附いただいたことから、保健指導などで活用するため、骨密度測定装置及びそれに係る専用測定用紙等の消耗品費の増額でございます。

次に、7ページを御覧ください。通知いたします。

第3表債務負担行為補正でございます。

福祉保健課分は、表の中ほど、尾鷲市福祉保健センター……。

(「来ていないね」と呼ぶ者あり)

○山口福祉保健課長 行っていないですか、すみません。

○仲委員長 来ていないらしいです。

○山口福祉保健課長 すみません、福祉保健課分は、表の中ほど、尾鷲市福祉保健センター空調設備保守点検業務委託で、期間は令和7年度から9年度まで、限度額は138万6,000円です。

1段下の尾鷲市福祉保健センター清掃等管理業務委託で、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は423万9,000円です。

1段下の尾鷲市福祉保健センター警備業務委託で、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は87万3,000円でございます。

1段下の尾鷲市福祉保健センターエレベーター遠隔監視メンテナンス業務委託で、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は309万円です。

1段下の児童発達支援施設整備負担金で、期間は令和7年度から令和16年度まで、限度額は988万5,000円でございます。

この児童発達支援施設整備負担金につきましては、本年1月の行政常任委員会で概要について御説明いたしました紀北町の旧ふなつ幼稚園において、令和7年4月に開所予定であります児童発達支援事業所の施設整備に係る本市の負担金になります。

また、児童発達支援事業所が開所されることに伴う令和7年4月以降の本市の療育支援体制については、後ほど報告事項で御説明させていただきます。

なお、この債務負担行為補正をお認めいただいた後、紀北町と児童発達支援施設整備費用の負担等に関する協定を締結する予定となっております。

それでは、児童発達支援施設整備負担金の債務負担行為補正についての詳細については、資料により担当係長より御説明いたします。

○林福祉保健課係長 それでは、資料1、児童発達支援施設整備負担金の債務負担行為補正について説明いたします。通知します。

この債務負担行為は、令和7年4月に本市と紀北町で構成される紀北圏域において児童発達支援事業所を開所するに当たり、紀北町の旧ふなつ幼稚園を改修することから、紀北町が整備する施設整備に係る本市負担金を令和7年度から令和16年度にかけて負担することから、債務負担行為補正を行います。

(1) 児童発達支援事業所の整備費用額ですが、総額で5,484万7,000円となります。

内訳としては、工事費4,916万6,000円です。

委託料は557万1,000円で、この内容は、実施設計委託料及び施工管理委託料となります。

役務費については11万円で、この内容は、建築確認申請手数料となります。

なお、この整備に当たり、紀北町は、合併特例債を借り入れることから、その利息についても本市の負担の対象となります。

次に、(2) 負担内容ですが、紀北町が整備する整備費用に合併特例債を充当し、合併特例債に対して算入される地方交付税を除いた実質負担額の50%の負担となります。

(3) 債務負担行為額ですが、988万5,000円です。各年度の負担額につきましては、令和7年度が147万2,000円、令和8年度が11万8,000円、令和9年度から令和15年度までが110万6,000円、令和16年度が最終年度となり、55万3,000円となります。

次に、(4) 支払い方法ですが、紀北町が借り入れた合併特例債の償還に合わせて、令和7年度から令和16年度の10年間で本市負担分の支払いを行います。

説明は以上となります。

○山口福祉保健課長 以上が福祉保健課の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

補正予算(第7号)の説明は以上でございます。

質疑ございますか。

○小川委員 補正予算書の31ページをお願いします。

帯状疱疹のワクチン、これ、追加みたいなんですが、何人の方がそのワクチン接

種をされたのか、その生ワクチンと不活化ワクチンの割合がもし分かれば教えてください。

○山口福祉保健課長 これ、補正予算時点での実績になりますけれども、10月16日時点になります。生ワクチンが14人、不活化ワクチンが59人接種しているような状況でございます。

○小川委員 今回、114万、挙げておられるんですけど、これ、もうこの割合で受けられるのか、大体それで行くと何人……。30人分ぐらいですか。

○山口福祉保健課長 今後の見込みとしまして、94名を予定して積算根拠としております。中身につきましては、当初予算当時は6対4で生ワクチンのほうが6という形で、多くの方が、より生ワクチンを打たれるという想定での当初見込みでありましたけれども、実際、実績を見ますと、不活化ワクチンのほうを打たれる方が相当数であるということが分かってきましたので、今後の見込みについても、不活化ワクチンを主として予算計上させていただいたような次第でございます。

○小川委員 その不活化ワクチンにするということで114万というと、これ、30人……。何人分ですか。

○山口福祉保健課長 見込みとしまして、先ほど言った94名の方を今後打たれるだろうという想定で根拠としております。

不活化ワクチンにつきましては、1人当たり1回2万円の掛ける2回接種する必要があるんですが、そのうちの約半分、2分の1である1万円掛ける2回を助成するという今回の補助になります。先ほど言った94名掛ける1万掛ける2回で188万円になるんですけども、その分と、これまで打ってこられた不活化ワクチン、生ワクチンの方の金額が123万6,000円になります。それを合わせて、なおかつ、当初予算の197万6,000円を引いた額が今回の114万ということで、これまでの実績と今後の見込みで当初を予算引いた額が今回の補正額になりますので、今後、不活化ワクチンがもうほぼ打たれるであろうという想定で、94名の方が不活化ワクチンという形で補正予算計上させていただきました。

○小川委員 参考までにお聞きしたいんですけども、70歳ぐらいが一番帯状疱疹のピークやと思うんですけど、これ、何歳ぐらいの方が、一番、ワクチン受けた方、多いですか。

○山口福祉保健課長 今回、初めてこの助成をスタートさせたということで、割と年齢的にはばらけたような状態がございます。特にここの年代というわけではなくて、50歳から接種可能なんですけれども、50歳代の方も割と多く接種されて

いるようでございます。

○仲委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

○南委員 今、児童発達支援の債務負担行為の10年間にわたる988万5,000円の説明はいただいたんですけれども、以前にも、この発達支援センターの果たす役割ということで当委員会でも説明をしていただいたと思うんですけれども、改めて、いま一度、どのような活動、サービス提供を受けられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○山口福祉保健課長 今、議長言われた点につきまして、この後、報告事項のほうで、令和7年度以降の本市の療育支援体制についてということで、併せて、そちらのほうも御説明させていただきたいと思います。

○南委員 お願いします。了解。

○仲委員長 よろしいですか。

○南委員 はい。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それでは、65号については質疑なし。質疑を終わります。

続きまして、報告事項の説明をお願いします。

○山口福祉保健課長 それでは、報告事項としまして、福祉保健課からは2件、先ほど言われた令和7年度以降の本市の療育支援体制についてと第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定スケジュール及び中間案について報告させていただきます。

では、まず、令和7年度以降の本市の療育支援体制についての報告でございます。先ほどの令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の中の債務負担行為補正の際にも御説明いたしました令和7年4月に専門性の高い療育支援施設である児童発達支援事業所が開所予定となることに伴い、本地域の新たな療育支援体制について検討しております。このことについて、本年1月に御説明した児童発達支援事業所についての概要を林係長から改めて説明するとともに、新たな療育支援体制については、芝山主幹より説明いたします。

○林福祉保健課係長 それでは、令和7年度以降の本市の療育支援体制について御説明させていただきます。

まず、本年1月に御報告させていただいております紀北町船津地内に設置される

児童発達支援事業所の概要について、改めて御説明させていただきます。

三重県内でも紀北圏域では児童発達支援センターの空白地であったことから、これまで本市と紀北町が設置に向けて協議を進めておりました。立地面や耐震性を考慮して、旧紀北町立ふなつ幼稚園を児童発達支援施設として改修することとなりました。現在、紀北町において改修工事を進めており、令和7年3月上旬に完成予定となっております。

この児童発達支援施設は、紀北圏域で発達支援を必要とする児童の多くが助言や指導を受けており、療育に関する経験と実績があり、また、人材面においても専門のスタッフの確保が可能である医療法人三恵会加藤小児科が運営主体となって児童発達支援事業所の運営を開始する予定となっております。新たに児童発達支援事業所が開所することにより、紀北圏域においても福祉サービスとして、言語聴覚士や児童支援員等の多職種連携による専門性の高い療育を受けることができるようになります。この児童発達支援事業所では、児童発達支援事業と放課後等児童デイサービスが実施されるようになります。

これまで紀北地域では、本市と紀北町と共同で、すまいる教室を運営し療育を実践してきました。児童発達支援事業所が開所することにより、児童はより専門的な療育を受けることができるようになります。そのため、現状の療育教室については、児童発達支援事業所と機能が二重とならないよう而在り方について整理し、児童発達支援施設に様々な事情により通所できない児童や保護者の方への対応として、児童の発達についての相談の場や集団保育の場、また、専門性の高い児童発達支援事業所へのつなぎの場として新たな体制で児童発達支援教室へ移行することを検討しております。

新たな児童発達支援教室の内容については、子育て支援係の芝山主幹からの説明となります。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 それでは、令和7年度以降の本市の療育支援体制について御説明いたします。

資料2を御覧ください。通知いたします。

令和7年度から発達の遅れや発達が気になる子供や保護者を対象とした発達支援事業（教室）を年齢層別に三つに分けて実施することを現在検討しております。

まず、ゼロ歳から2歳児を対象とした教室です。

この教室は、早い段階から発達の気になる子供を対象に、保護者の思いに寄り添いながら子供の発達特性の理解と受容を促し、保護者と共に必要な支援を考え、つ

なげることを目的に、今年度 6 月からのびのび教室として実施しております。

対象は、赤ちゃん相談や乳児健診などで経過の観察や支援が必要なお子さんと保護者になります。

令和 7 年度からは、児童発達支援事業につながらなかつたお子さんと保護者も対象に加えて実施したいと考えております。

教室の目的・ねらいにつきましては、繰り返しになりますが、発達の遅れや気になる部分の見立て、保護者の理解と受容につなげ、必要な支援を共に考える、必要な支援につなぐ、加えて、本教室を親子で遊ぶ場所、親子で育つ場所としたいと考えております。

支援期間は、原則、2歳児年度末としており、3歳の誕生日を目指に、保護者と今後の支援の在り方、方向性を話し合い、次のステップに進めるよう、必要な支援につなげていきたいと考えております。

3歳から5歳を対象とした教室と小学生を対象とした教室は、どちらも令和7年度からの実施を検討しております。

対象は、どちらの教室も専門的な児童発達支援事業や放課後デイサービス事業に何らかの理由、送迎の問題や保護者の理解などの何らかの理由でつながらなかつたお子さんや保護者、小学生の場合は小学生御本人のみの対象となります。

3歳から5歳児を対象とした教室では、発達支援のプログラムを行いながら保護者の理解と受容につなげ、保護者と共に必要な支援を共に考え、必要な支援につなげることを目的とし教室を実施していきたいと考えております。

支援期間は小学校に入学するまでとし、それまでの間に保護者と共に今後の支援の在り方、方向性を話し合い、次の支援につなげていきたいと考えております。

小学生を対象とした教室では、家や学校以外の集団の場として通所し、発達を促すことを目的として実施します。

支援期間は小学校を卒業するまでとし、今後、引き続き支援が必要なお子さんにつきましては、保護者と相談しながら必要な支援につなげていくことを考えております。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 以上が令和7年度以降の本市の療育支援体制についての説明でございます。

○仲委員長 議長、よろしいですか。

○南委員 ありがとうございました。

今度、新たに船津でオープンする支援センターなんですけれども、現時点では零歳児から利用される5歳児までの方というのは、大体、尾鷲市で何名ぐらいが対象になるのか。また、その利用料、負担金というのが要ると思うんですね、多分、利用する以上。それが幾らになるのかと、それと、尾鷲市が、今、6月から始めた支援なんですけれども、何名の方が利用されているのか、3点、お聞きします。

○山口福祉保健課長 まず、通われる方の想定、どれぐらいいるのかという御質問だと思うんですけれども、尾鷲市において、今、すまいる教室、通われる方であったり、それ以外の加藤先生のところに通われている方、様々対象者としてはいろいろなんですけれども、放課後デイサービスも含めて、60名ほどを想定しております。

○仲委員長 議長、よろしいですか。

○南委員 はい。

利用金の要件と。

○仲委員長 料金やな。

○山口福祉保健課長 利用金につきましては、上限で一月4,600円、これが上限になります。

○仲委員長 よろしいですか。

○南委員 もう一点。

○仲委員長 もう一点。

○山口福祉保健課長 もう一点……。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 すみません、この6月からしておりますのびのび教室につきましては、11月現在で2人のお子さんの利用者があります。12月から、もう一人増えて3名になる予定です。

以上です。

○西川委員 資料2の目的とねらいというところで、発達の遅れや気になる部分の見立てってなっておるんですけど、これは医師が判断するんですか、それとも、誰かその特定の資格のある人が、これ、決めるんですか。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 発達の専門の知識のある保育士と、あと、保健師のほうで親御さんを支援していく形で、苦手なところ、伸ばしたいところの見立てを行う予定になっています。

○西川委員 ありがとうございます。

○仲委員長 西川委員、よろしいですか。

- 西川委員 はい。
- 小川委員 支援につなげるために指導すると思うんですけど、親がなかなか認めないと、結構あると思うんですけど、そういうの、どのようにしてされるのかなって気になったものですから。これ、言い出すと親が怒り出すとき、ありますね、ただ落ち着きがないだけだと。そういうのは、どのようにされるのか。
- 芝山福祉保健課主幹兼係長 確かに、保護者さんはいろんな思いがありますし、なかなか遅れについての認めていただけるというところも少ないです。子供さんの発達のばらつきもありますので、だんだん追いついていくお子さんもいらっしゃいますので、共に考えるというスタンスで、なるべく早い時点で気になるお子さんは保護者さんには働きかけて、お母さんの思いに寄り添いながら、こういうところが苦手だねというところを、このゼロ歳からの教室のところで寄り添いながら少しずつ分かっていただきたいというふうに考えております。
- 仲委員長 小川委員、よろしいですか。
- 他に、このことについて、ないですね。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 仲委員長 報告事項、第3期子ども・子育て支援計画について、引き続いて、説明、お願ひします。
- 山口福祉保健課長 次に、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定スケジュール及び中間案について、資料に基づき、担当参事より御説明いたします。
- 世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。
- まず、計画策定に係るスケジュールについて説明いたします。
- 資料3、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定スケジュールについてを御覧ください。通知いたします。
- 本スケジュールにつきましては、9月定例会の行政常任委員会でお示ししたスケジュールに沿って策定作業が進捗しており、今後の予定といたしましては、資料中の着色されている部分、12月においては、本日の行政常任委員会で中間案の報告の後、12月下旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。
- その後、1月中旬から2月上旬に子ども・子育て会議において最終案を取りまとめ、2月中に最終案を上程……。
- 仲委員長 ちょっとストップしてくださいよ、正午の時報がありますので。
- (休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○仲委員長 続けてください。

○世古福祉保健課参事 今後の予定といたしましては、資料中の着色されている部分、12月においては、本日の行政常任委員会での中間案の報告の後、12月下旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。

その後、1月中旬から2月上旬に子ども・子育て会議において最終案を取りまとめ、2月中に最終案を行政常任委員会にお示しさせていただき、3月定例会において議案として上程する予定でございます。

次に、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（中間案）について説明いたします。

別冊資料を御覧ください。通知いたします。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定と国の指針に基づいて策定される計画で、市町村が実施する未就学児の教育・保育の確保や、子ども・子育て支援事業に関して量の見込みやその確保方策などについて定める事業計画でございます。計画期間は5年間で、現在の第2期計画が令和6年度末で終了となることから、令和7年度から11年度までの第3期計画を定めるものです。

制度上の位置づけにつきましては、事業計画でございますが、本市においては市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画と位置づけられていることから、計画の前段で関係各課が行っている子ども・子育て支援施策を体系化し、事業ごとの方針を示した上で、その後、事業計画の対象となる事業について数値等を見込んだ計画を作成しております。

また、計画中には、その関連がより分かりやすいようリンク先のページの記載を行っております。

第2期計画との相違や第3期計画の特徴としましては、まず、市の子ども・子育て支援施策において、子供への支援を明確化して打ち出し、子育て家庭への支援と子供への支援の二つのテーマで分類して体系化いたしました。

次に、おわせ育やまちいくといった尾鷲の特徴的な取組や、アクアステーション、天文科学館など、尾鷲ならではの社会資源を活用した取組について掲載いたしました。

また、子供の居場所づくりに関する取組の充実を図ったことと、子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく子供の貧困対策推進計画を包含したことなどが挙げら

れます。

次に、中間案の内容について説明いたします。

1 ページを御覧ください。通知いたします。

第1章「計画策定にあたって」でございます。

次ページを御覧ください。

本章では、2ページから5ページにわたり、「計画策定の趣旨」や「計画の位置づけ・関連計画等との連携」、「近年のこども・子育て支援に係る法・制度等の動向」を掲載しております。

7 ページを御覧ください。通知いたします。

第2章「市の状況」でございます。

次ページを御覧ください。

本町では、8ページから33ページにわたり、前段では人口や世帯の状況など、統計情報を基に本市の子育て世帯の状況が示されており、後段では、事前アンケートの結果分析と課題抽出を行っております。

35ページを御覧ください。通知いたします。

第3章「目指す姿とテーマ」でございます。

次ページを御覧ください。

36ページでは、第2章の結果から、本市の子ども・子育て支援における課題を抽出し、取り組むべきテーマ、目指す姿を定めております。

第3期計画では、国におけるこども真ん中社会の実現を目指す方針に沿った形で、子育てしやすいまちづくりとして、従来の子育て家庭への支援の充実を目指すとともに、「こどもの未来を育むまちづくり」として、子供への支援の充実を明確化いたしました。その上で、目指すべき姿を尾鷲市版こども真ん中社会として、「こどもの未来明日をともに育むまち おわせ」と定めています。

38ページ、39ページを御覧ください。

ここでは、「子育てしやすいまちづくり」、「こどもの未来を育むまちづくり」、それぞれのテーマにおいて、目標とその方針を定めています。

次のページを御覧ください。

施策体系でございます。

各テーマごとに目標に関連する主な施策を体系化した図でございます。

次ページからの第4章「施策の展開」では、当該施策体系に沿って関連する施策や事業について、方向性や方針を定める内容となっております。

4 2 ページを御覧ください。

第4章では、保健や福祉の取組を網羅することにとどまらず、学校教育や生涯学習ほか、子供や子育て世代に関わる様々な取組について掲載しており、68ページまでで131の事業を掲載しております。

表の中で字体が少し太くなっているゴシック体の部分、関連項目につきましては、第5章の事業計画部分に掲載がある箇所への案内を掲載しております。

69ページを御覧ください。通知いたします。

第5章「子ども・子育て支援事業等の具体的目標」でございます。

次のページを御覧ください。

70ページから90ページまで、子ども・子育て支援法に係る事業に関する事業計画部分でございます。

70ページ、71ページの「1、子ども・子育て支援制度における給付・事業について」では、事業の種類や確保する事業量の算定方法、給付に係る子供の認定区分などの説明が掲載されております。

なお、事業量の算定方法につきましては、国が示す手引き及び地域の実情に応じて定めております。

73ページを御覧ください。

このページより、事業ごとに「事業内容」、「現状」、「量の見込みと確保内容」、「確保方策」について定めております。国の算定の手引き等に基づいて算出された事業量を確保するよう定めております。

91ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは、「4、母子保健計画における目標指標」を示しております。各項目とも、100%を目標に掲げ、関連関係事業を実施してまいります。

93ページを御覧ください。

第6章「計画の推進」でございます。

次のページを御覧ください。

94、95ページで、「計画の推進体制」及び「計画の進行管理」について記載しております。

第5章の事業計画に各年度の数値を掲載しており、年度ごとに、子ども・子育て会議において進捗状況を点検、評価いただくこととしております。

なお、97ページ以降は、資料編の掲載を予定しております。子ども・子育て会議条例や委員名簿、計画策定の経緯や用語解説等を掲載予定でございます。

説明は以上でございます。

○仲委員長 以上が子ども・子育て支援事業計画の中間案でございますが、質疑がたくさんあるようであれば昼からしますけど、質疑ございますか。
どうぞ。

○岩澤委員 第3回の定例会のときに幼児期の運動習慣の定着ということで一般質問させていただきました。今回のこの資料の中を一通り網羅して読んだんすけれども、その運動習慣の定着という部分がどこに当たるのか、それがまだ盛り込まれていないのか、今後どういうふうに取り組んでいただけるのかという部分を説明してもらえますか。

○世古福祉保健課参事 そちらの部分でございますが、資料で行きますと62ページの「家庭教育の充実」という項目がございます。そちらにスポーツ習慣の定着という言葉ではございませんが、親子で参加する講座の開催を充実していくところで、先日、生涯学習課さんのはうで親子ヨガ教室がこの家庭教育事業として行われているということで、こちらに含まれている点が1点と、あと、次の63ページの下段のところで「生涯スポーツ活動の促進」という項目がございます。こちら、生涯スポーツにつきましては、ニュースポーツですとかレクリエーション活動も含めて、特に年代を区切らず、あらゆる年代の方が参加できるスポーツ活動を推進していくというところになります。特に、未就学児の方は、ある程度年長さんになると競技スポーツの件もあろうかと思いますが、年少の方は、競技スポーツというよりも、こういった生涯スポーツですとかニュースポーツのところでの対応ということが、この両面で対応を考えております。

○岩澤委員 ありがとうございます。

もう一つ、お伺いいたします。

ちょっと待ってください、52ページ、「子どもの居場所づくりの推進」という部分で、3番のコミュニティーセンターの活用で、今、コミュニティーセンターが設置されている区域に拠点として居場所づくりを進めますということなんですけれども、コミュニティーセンターに子供たちが通えるような場所にしていくというイメージでよかったですでしょうか。

○世古福祉保健課参事 現状、輪内地域を想定しておるんですけども、輪内地域におきましては子供の居場所というのがなかなかないということと、子供たちが学校から帰ると地域に分散するという実情がございますので、コミュニティーセンターのほうを開放する形で居場所づくりとして充実を図れたらと考えております。

- 岩澤委員 大丈夫です。ありがとうございます。
- 仲委員長 他にございませんか。
- 小川委員 どこかにあったんですけど、子供の貧困というのは。何ページぐら
いやったですか。貧困対策の、なかつたっけ……。
- 仲委員長 あると思うで。
- 濱中副委員長 5ページ。
- 小川委員 5ページ……。
- 濱中副委員長 ごめんなさい、これは法律の説明やね。こっちか。
- 小川委員 分からんだら、いいです。

(「経済的支援の部分」と呼ぶ者あり)

- 小川委員 いいですので、その子供の貧困のところで、やっぱり貧困の連鎖っ
て、あるじゃないですか、親の所得格差ということで。それを解消するために、や
っぱり学習支援というのが一番大事になってくると思うんですけども、教育委員
会とのすり合わせとかそういうのは、これには関係ないんですか。

- 世古福祉保健課参事 すみません、先ほどの子供の貧困に関してなんですけれ
ども、特出しした項目ではないんですが、やはり経済的支援の部分の充実を図る必
要があるという形で経済的支援の部分をまとめさせていただいておるところと、特
に独り親家庭の部分が経済的に厳しいというところで、独り親家庭の部分の、例え
ば就業支援の制度の部分、教育委員会ですと準要保護世帯への対応等がございます
が、福祉保健課におきましても未就学児の部分で保育園等に係る部分の貧困世帯へ
の経済給付等の事業が必要であると考えております。

また、学習支援につきましては、現在、子育て支援団体さんのはうで無料塾のよ
うな活動をしていらっしゃるところがございます。そちらに対する補助を福祉保健
課のほうでは行っておりまして、また必要に応じて教育委員会とも連携して、必要
な対応は検討してまいりたいと考えております。

- 仲委員長 よろしいですか。
- 小川委員 いいです。
- 仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 ないようですので、福祉保健課は終了いたします。御苦労さまでし
た。

昼からの再開は1時半からということでよろしいですか。

(休憩 午後 0時13分)

(再開 午後 1時25分)

○仲委員長 少し時間が早いようなんんですけど、始めます。

環境課の審査を始めます。

まず、議案第66号、一般会計補正予算（第7号）の説明をお願いします。

○平山環境課長 環境課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）のうち、環境課所管の予算について、補正予算書及び資料により御説明いたします。

なお、環境課の補正につきましては、債務負担行為補正のみであります。

では、補正予算書6、7ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正のうち、本課に係る追加の補正は、下から7番目の可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託料から、7ページ上から1番目の尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託までの9事項の債務負担行為であります。

次に、委員会資料のほうを御覧ください。

債務負担行為につきましては、ごみ袋や資源化物の保管、運搬、処理などのごみの収集処理関係委託業務で、年度開始前の事務手続が必要となるため、例年計上しているもので、期間、限度額、その他詳細につきましては、記載のとおりであります。

このうち、1番目の尾鷲市可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託につきましては、3か年契約に係るもので、期間が令和7年度から令和9年度までの3か年、限度額が4億9,086万9,000円で、3年前の前回令和4年度の債務負担行為の限度額と比較いたしますと、人件費、燃料費等の増加により、約6,300万円増加しております。

次に、8番目の先月の委員会で御説明いたしました尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託、限度額を13億9,369万円として、期間を令和7年度から令和12年度までとして限度額を定めるものでございます。

6年前の平成31年度の債務負担行為の限度額と比較いたしますと、人件費、燃料費、また、機械の整備費の増加のほか、汚泥貯留槽等の水槽6槽の防食塗装工事などを予定することから、約3億1,780万円増加をしております。

9番目の尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリン

グ業務委託につきましては、限度額を2,939万6,000円として、期間を令和7年度から令和12年度までとして限度額を定めるものでございます。

平成31年度の債務負担行為の限度額と比較いたしますと、内容等の精査により、約230万円減額しております。

その他の業務委託は、例年毎年計上しているもので、限度額等については、ほぼ前年度並みの金額となっております。

資料の説明、予算書の説明については以上であります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 どうも。

環境課、一般会計補正予算（第7号）の説明は以上です。

いわゆる3表の債務負担行為のみでございますが、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしということで、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 環境課、これで終了いたします。御苦労さまでした。

水産農林課、準備をお願いします。

水産農林課の審査を始めます。

議案第66号の一般会計補正予算（第7号）の議決について説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 それでは、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について、当課に係る予算について説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページでございます。通知をさせていただきます。

16款財産収入、2項財産売払い収入、2目Jクレジット収入9万6,000円の増額は、株式会社p a r a m i t aのS I N R Aプロジェクトによる個人へのJクレジット先行販売による収入で、1トン8,000円で12名の方が1トンずつ12トンを購入していただいたものの収入になります。

本市のJクレジットは、今年度3月末に第1弾として約1,100トン程度が認証される予定をしておりますが、S I N R Aプロジェクトでは、昨年度からそのJクレジットを保有する権利を個人に対してウェブ上でブロックチェーンという仕組みを用いて先行販売しているものでございます。

では、続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金で3,679万円の増額で

ございます。

内訳は、1節林業費寄附金、林業振興事業寄附金2,230万円は、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの令和6年度分の寄附金が入金されたものによる計上でございます。

この寄附金につきましては、毎年、当初予算にて、林道工事や獣害捕獲奨励金、木育体験事業などの事業を計上させていただいておりますが、歳入については、寄附をいただいたタイミングで補正予算計上させていただいていることから、例年、この時期での補正計上となっておるものでございます。

地方創生応援寄附金1,399万円は、企業版ふるさと納税による寄附で、株式会社サカイ引越センター様が200万円、株式会社あきんどスシロー様1,000万円、八千代エンジニアリング株式会社様199万円の合計1,399万円でございます。この3企業の寄附につきましては、全てゼロカーボンシティ推進に係るもので、本市の戦略パートナーである株式会社paramitaの仲介によるものでございます。

2節水産業費寄附金50万円は、株式会社中山製鋼所様からの企業版ふるさと納税で、こちらは、中山製鋼所様から、ゼロカーボンに係る藻場再生事業などで連携をしたいというお申出を本市に直接いただいたことで、この企業版ふるさと納税につながったものでございます。

なお、先ほどのJクレジット収入の9万6,000円、林業費寄附金の1,399万円、水産業費寄附金の50万円の合計1,458万6,000円は、全て尾鷲市ゼロカーボン推進基金に積み立て、新年度のゼロカーボン推進事業の財源として充てさせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書の32ページ、33ページでございます。通知をいたします。

人件費に係る部分は割愛をさせていただいて、32ページの一番下でございます、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額251万8,000円の増額で、全て一般財源でございます。

内訳は、7節報償費で、詳細は資料にて説明をさせていただきます。

資料を通知させていただきます。

よろしいですか。

有害鳥獣対策事業についてでございます。

現在、有害鳥獣対策としては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象に捕獲

に対する報償金をお出ししていますが、今年度は、直近2年間に比較して、今年の9月末時点において、ニホンジカが平均236頭に対し9月末で387頭が捕獲されており、164%の増加、同様に、イノシシが232%、ニホンザルが208%の増加という傾向になっており、この比率で今年度末の捕獲頭数を予測したものが右の表となります。ニホンジカは、2か年平均で340頭、264%増で558頭、イノシシは、232%増で74頭、ニホンザルは、208%増で129頭の捕獲予測となります。この捕獲頭数に報償金、ニホンジカ8,000円、イノシシ8,000円、ニホンザル1万8,000円を掛け合わせた合計が737万8,000円となり、当初予算と差し引くと251万8,000円の増額ということで増額補正をお願いするものでございます。

資料では以上でございます。

それでは、補正予算書の34ページ、35ページにお戻りください。

4項水産業費、2目水産振興費、補正額26万7,000円の増額で、全て一般財源でございます。

内訳は、18節負担金、補助及び交付金、水産振興負担金26万7,000円で、漁業共済事業負担金でございます。

これは、漁業者に対する漁業共済制度の中の養殖業に係る赤潮特約という保険制度の掛金でございます。本市では、養殖業者のハマチ、タイ、シマアジ、マハタに係る養殖尾数に保険単価を掛けて掛金を算出するもので、その掛金の3分の2を国が、9分の2を県、9分の1を市が負担することとなっておりまして、養殖数の確定による負担金の増額でございます。

以上で令和6年度7号補正に係る水産農林課の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御承認くださいますよう、お願ひいたします。

○仲委員長 どうも。

補正予算（第7号）の説明は以上でございますが、質疑ございますか。

○小川委員 先ほど課長、漁業共済事業負担金のほうで、魚の種類でマハタ、言っていましたけど、マハタって共済費だったんですか。

○芝山水産農林課長 こちら、共済は赤潮特約という商品名になりますて、赤潮に対する補填ということになりますので、今の高水温というものは保険対象外でございます。

○小川委員 そのマハタの病気に対しては、共済はないんですよね、まだ。それ、県とか国のほうに要望は、どのようになっていますか。

○芝山水産農林課長 おっしゃるとおりで、赤潮というのは、もうどうしようもない環境に対するもので、漁業者の負担がゼロで、国県市で全て掛金を負担するという制度、これは法律で定められているものでございます。

一方で、現在のマハタの高水温に対する保険というものは、現在のところ、まだ認められているものはございません。

要望の状況につきましては、2年前から、市から、それから、議会でも要望書を出していただきまして、県を通して要望申請はさせていただいております。今年の東海市長会を通して市長からも要望のほうを上げさせていただいているが、まだ実を結ぶ形にはなっておりません。

○仲委員長 いいですか。

他に。

○中村（レ）委員 この鹿とかイノシシとか、すごくたくさん捕っていただいているんですけども、これは処分費はどうなっているんですか。これって、本当はジビエで何か利用できるとか猿はできへんとかで、この予算でどないかなっているのかと、すみません。

○芝山水産農林課長 処分につきましては、猟友会の漁師さんが処分をした場所にてマニュアルに沿って埋葬する、もしくは、火葬場に持ち込んで火葬するというふうになっているんですが、現状は穴を掘って埋葬しているというのが現状で、今、ジビエの業者さんは、市内で1件できてきましたので、地域おこし協力隊も、今年、採用させていただいた方は、そういうジビエの料理もしたいということで、その料理の資格を持っている方が有害鳥獣対策の地域おこし協力隊として着任をしていきますので、今後、いかにうまくジビエに活用できるかというようなところも検討は進めていきたいと思っております。

○中村（レ）委員 これ、1頭につき8,000円ですか。

○芝山水産農林課長 イノシシとニホンジカについては8,000円で、ニホンザルについては、1万8,000円という価格になっております。

○中村（レ）委員 何か、これ、8,000円で捕ってもらえるんかなって思うぐらい、きっと人件費もかかると思うんですけども。

それと、ジビエにしようと思ったら、また血抜きとかすごい大変なことやと思うんですけども、ジビエにするんやったらするで、その食肉加工の設備とかというのは、市のほうで、それも、今後、どないかされる予定はありますか。

○芝山水産農林課長 おっしゃるとおり、ジビエにするには、いろいろ法律、保

健所の手続、すごく厳しい施設が要ります。現在は、民間で許可を取っていただいている尾鷲ジビエさんについては、もう自分のところで全部その保健所の許可を取った施設を用意されて、販売をしていただいております。

今のところ、市でそのような施設を用意するという検討は、今のところはしておりません。

○中村（レ）委員 いいです。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで。

続きまして、報告事項、説明、お願ひします。

○芝山水産農林課長 それでは、その他の報告事項の説明をさせていただきます。

先日開催いたしました尾鷲ネイチャー・ポジティブ・アクション会議の報告を資料にて千種参事からさせていただきますので、資料を通知いたします。

○千種水産農林課参事 それでは、資料2ページを御覧ください。

先日、12月1日に開催しました尾鷲ネイチャー・ポジティブ・アクション会議での協賛企業の立会いの下、市長によるネイチャー・ポジティブ宣言を行った写真でございます。

このアクション会議は、これまでにも説明してきましたように、本市と一次産業と企業が義務となってきている気候変動や生物多様性に貢献するネイチャー・ポジティブ経営を結びつけ、本市のフィールドに企業活動を呼び込みながらゼロカーボンシティの実現を目指そうとするもので、今回のアクション会議は、その大きなきっかけになったと思っております。

特に、写真にあります企業には、今後、本市の活動に賛同、協賛していただき、また、企業のネイチャー・ポジティブな取組を本市がお手伝いするワイン・ワインの関係を築けていけるよう、現在、コンソーシアム、協議会のような形での組織化を協議しているものでございます。

この企業との枠組み、仕掛けなどは、本市ゼロカーボンの戦略パートナーである株式会社paramita、一般社団法人Local Coop尾鷲と共につくり上げてきたもので、次の展開では、これらの企業との関係をより強固にして、林業、漁業、農業の付加価値を高めるためのより具体的な事業に落とし込みながら尾鷲市のゼロカーボンシティを実現する中で、第一次産業の再興につなげてまいります。

次のページをお願いします。

本市が目指すゼロカーボンシティの姿として、令和4年3月のゼロカーボンシティ宣言で、森林や藻場での二酸化炭素吸収や二酸化炭素排出量を削減することによる脱炭素と教育の取組、これを三つの柱として進めながら、22世紀のサスティナブルシティを目指すとしていますが、これらの図は、それから2年9か月が経過した現段階でのアップデートしたビジョンを示したものになります。

22世紀のサスティナブルシティのための現段階の目指す姿として、「地域と地球の生態系に資するゆたかな自然」、「ゆたかな自然と人が共生する地域」、「一次産業の担い手・移住者が増加」を掲げました。地域と地球のつながり、それに資する豊かな自然を育み、その自然と人が共生する地域を目指して、本市の目的としての一次産業を再興させることで担い手、移住者が増えるというビジョンです。

そして、それを具現化するためのアクションとしての一つ目の柱として、自然環境整備。

まずは、市全体の森林、1万7,700ヘクタールありますが、この全体をゾーニングしたマップを作成したいと考えています。

具体的には、林道に近い森林では経済林としての林業を行うエリアでの材の搬出量を算定することや、森林と河川、里山、里海などの生活圏が一体となった流域として整備を行うエリア、生物多様性を増幅するための広葉樹や天然林化を図るエリアなどにゾーニングし可視化すること。また、日本自然保護協会等と共に、それらのエリアでの客観的な生物多様性指標をつくることや、本市市有林「みんなの森」のような生物多様性の森林整備、沿岸部での藻場再生の取組などを行っていくとするものです。

次に、二つ目の柱として、環境負荷低減。

このアクションでは、人と自然が共生するまちのガイドラインづくりとして、主に町なかでの人の生活、活動、行動規範として、第3次尾鷲市環境基本計画の望ましい環境像の具現化を目指した取組を推進すること。また、再エネ、省エネの促進として、例えば、公共施設等での太陽光発電などのクリーンエネルギーの創出による削減などに取り組もうというものでございます。

三つ目の柱として、教育。

このアクションでは、新しい一次産業の担い手向けの教育プログラムとして、これから先の気候変動の時代における第一次産業の担い手を育成する教育プログラムを構築すること。これは、生物多様性回復を図りながら、産業としての林業、漁業、

農業をいかに次世代につなぐかということを、ウェルビーイングやワーケーション、人材育成などの観点を取り入れながらプログラム化しようとするものでございます。

また、気候変動を生き延びるための学校、Network Schoolでは、オルタナティブスクール、フリースクールとしての新たな視点でのスクールの設置を目指そうとするものであります。

そして、実施主体として、こうしたビジョンを先日のアクション会議での協賛企業など、共にゼロカーボンシティを目指そうとしている企業や団体の皆様と、そのコーディネート、進行管理をする役割として、一般社団法人Local Coop 尾鷲、株式会社paramitaと共に目指していこうとするのが現段階でのアップデートしたゼロカーボンシティの将来像でございます。

以上が先日の尾鷲ネイチャー・ポジティブアクション会議の報告と、これから目指していく姿となります。

以上です。

○仲委員長 報告事項ではありますが、このゼロカーボンシティの推進について、何か質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ないですね。

続いて、有機農業もありますね。

○芝山水産農林課長 それでは、口頭ではありますが、第3回目となりますファーマーズマルシェの日程と場所が決まりましたので、まず、御報告をさせていただきます。

来年2月15日土曜日でございます。熊野古道センターにて開催することとさせていただきまして、また、第3回目ということで、今回もDOHO STYLEでの有機農業、全国各地の農家さんを募ったり、また、甘夏も構想から70周年ということで、市政とともに取り組んできた甘夏農家でございますので、また、それを次世代につないでいくような企画を、今、考えているところでございます。また詳細が決まりましたら委員長と相談をして報告をさせていただきたいと思いますので、2月15日、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○仲委員長 有機農業、報告、質疑ありますか。

○岩澤委員 すみません、市民農園のほうは、また拡大していくという話だったんですけど、次、募集は、いつになるとかって決まっていますか。

○芝山水産農林課長 現在、まだ具体的な日付は決まっておりませんが、できましたら、3月中に行えれば、その春の耕作に間に合うような形で準備ができればというふうに考えておりますが、そちらについても、また日付が決まり次第、お知らせをさせていただきます。

○岩澤委員 ありがとうございます。

僕の知り合いも、すごい気になっている方が多くて、期待しているということを言っていたので、引き続き、よろしくお願ひします。

○芝山水産農林課長 ありがとうございます。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 水産農林課、以上で終わります。御苦労さまでした。

商工観光、準備、お願ひします。

続きまして、商工観光課の審査に進みます。

第1番目に、議案第61号の尾鷲市企業誘致促進条例の制定についての説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願ひします。

それでは、商工観光課に係る議案について説明させていただきます。

議案書3ページを御覧ください。通知します。

議案第61号、尾鷲市企業誘致促進条例の制定についてにつきまして、次のページ、議案書4ページを御覧ください。

本年11月18日に開催いただきました行政常任委員会におきまして、尾鷲市企業誘致促進条例（案）の概要について説明させていただきましたので、本委員会では、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は、本条例の設置目的であり、対象地区において企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に設置するものであります。

本条例における対象地区につきましては、第2条の定義で規定しておりますが、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地であり、該当エリアの地番については、規則で定めさせていただきます。

対象地区を中部電力尾鷲三田火力発電所跡地としたことにつきましては、市の工業団地、尾鷲名水、現 LIFE DRINK COMPANY 様が進出いただいてお

ります名柄工業団地には残地がありませんので、市の工業団地ではないものの、現在、尾鷲市、尾鷲商工会議所、中部電力の3者で構成するおわせSEAモデル協議会において、63万4,000平米という広大な跡地への企業誘致を積極的に推進しているエリアであり、本エリアの企業誘致をより促進するために対象地区とさせていただいております。

その他、本条例における必要な用語の定義を定めさせていただいております。

第3条は、本条例に基づく奨励措置の対象事業者に係る規定であります。

ただし書の尾鷲市補助金等交付規則第5条第1項各号の規定につきましては、暴力団及び暴力団員に係る規定となっております。

次のページ、議案書5ページを御覧ください。

第4条は、奨励措置の対象事業者の指定に係る規定となっております。

対象事業者から指定の申請があった場合、市長は、新たに設置する副市長をトップとした尾鷲市企業奨励措置審査委員会に諮り、奨励措置を講ずる事業者として指定を行います。

第5条は、本市の奨励措置に関する規定であり、第4条で奨励措置を講ずる事業者として指定をした事業者に対し、企業誘致奨励金を交付するものであります。

なお、奨励金の種別、交付基準、交付額及び交付期間につきましては、同条第2項の規定により、別表に定めております。

次のページ、議案書6ページの別表を御覧ください。

交付基準につきましては、個人及び資本金5,000万以下の法人については、投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が500万円以上、資本金5,000万円超え1億円以下の法人については、投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が1,000万円以上、資本金1億円超えの法人については、投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が2,000万円以上とさせていただいており、それぞれの交付基準に該当する場合は、新設または増設に伴い納付された固定資産税に相当する額を納付した年度の翌年度から3年間交付させていただきたいと考えております。

前のページ、議案書5ページにお戻りください。

第6条は、奨励措置の申請及び決定に係る規定、第7条は、申請事項の変更に係る規定、第8条は、奨励措置決定の取消しに係る規定、第9条は、奨励措置の指定事業者の相続、譲渡、合併等の事由が生じた場合の承継に関する規定となっております。

次のページ、議案書6ページを御覧ください。

第10条は、本条例施行に関し必要があると認めたときの報告及び調査に関する規定であります。

最後の第11条は、規則への委任規定であります。

附則です。附則第1項は、本条例の施行期日であり、公布の日から施行とさせていただきます。また、本条例の制定に伴い昭和36年8月31日に公布、施行されております尾鷲市企業助成条例について、附則第2項において廃止させていただきます。

この尾鷲市企業助成条例につきましては、昭和39年から稼働いたしました中部電力尾鷲三田火力発電所建設支援のために制定された条例であると思われ、今回、同条例に代わるものとして、新たに尾鷲市企業誘致促進条例を制定することで、より具体的な支援策である奨励措置について手続を含め明文化することで整理させていただき、附則において、既存の尾鷲市企業助成条例を廃止させていただきたいと考えております。

以上、議案第61号、尾鷲市企業誘致促進条例の制定についてにつきましての説明とさせていただきます。

○仲委員長 どうも。

議案第61号の企業誘致促進条例の制定について、質疑がある方、挙手願います。

○中村（レ）委員 この、今、言われた、まず、2条の場所の対象地域なんですが、これ、中部電力の土地ですよね。今、三木里、名柄町のところは、市の土地がないから、もう今からのはここにするっておっしゃったんですけども、まだまだ県が持っている工業団地用地があるんですよ。これ、民間が、民間だけの土地にこの条例をつくって優遇措置をするというのは非常におかしいと思うんですよ。市が、もう何回も、いつも推進するするって言っている深層水にしても、古江に県の土地がまだいっぱいありますよね。そのときに、もし企業が来た場合に、この中部電力の民間の跡地のみを尾鷲市がこういうふうに優遇していくというのは、今後における企業の立地促進ということに何か全然そぐわっていないんですよ。この整合性が全くないんですけど、それについては、どう考えられますか。

○濱田商工観光課長 アクアステーション開発のときに名柄工業団地を開発して、そちらに尾鷲名水、LIFE DRINK COMPANYさんが進出いただいた中で、現状、今の名柄工業団地そのものには、先ほども説明させていただきまして土地がない状況です。そこを、右岸だったと思うんですけど、右岸、おっしゃるように、委員おっしゃるように、工業団地として整備をして、新たな企業誘致を進めて

いくというのであれば、また、それは企業誘致の対象条例に、対象に該当するものと思われますが、今の時点であそこを工業団地として整備する予定がございませんので、今、やっぱり企業誘致を推進しておりますおわせSEAモデルエリアを本条例の対象とさせていただいております。

○中村（レ）委員 いえいえ、条例をつくるのに、別にわざわざその場所を指定する必要は、ないじゃないですか。今、そこに工業団地の用地があって、今に具体的にないから、そこは要らん、またつくるというのはおかしいですよね。

条例というのは、それこそ大きな枠をかけて条例をつくって、そして、立地を促進するわけでしょう、企業誘致の。その用地がありながら、いや、これは尾鷲市のはなくなりました……。

これ、何回も言いますけど、中部電力三田火力発電所は、尾鷲市の土地じゃないですよね。民間の土地に、わざわざここに限ってつくるという条例というのは、おかしいでしょって言っているんですよ。

ですから、県の土地やろうがどこの土地やろうが、尾鷲に進出してくれる企業のための優遇措置やったら、それを大きくかけるべきであって、これを限定するというのはおかしくないですかって聞いているんですよ。

○濱田商工観光課長 冒頭、御説明させていただいたように、やはり、今、我々が企業誘致を推進しておりますのは、おわせSEAモデルの対象エリアだと考えておりますので、そこを限定することに対して、私は、条例上は問題ないと考えております。

○中村（レ）委員 次から次に条例つくるのが無駄でしょう。反対に、この前の条例の話のときには、大きくつくってという話で、今回はこの場所を限定していく、すごくその整合性が取れない条例を次々つくろうとしていますよね。

条例というのは、大きくくりでつくるんであれば、こういうこの場所を指定するべきじゃないし、尾鷲に今後来てくれるであろう企業のために、もっと大きな条例をつくっておいて、それこそ細則なり何なりで、もっとちっちゃく、今、決めていかれるならあれですけれども、この場所の指定を三田火力発電所跡地だけのための条例をつくるのは、やっぱりおかしいです。

○濱田商工観光課長 確かに、おっしゃる誘致エリアがもあるならば、当然、私は、その対象地域も入れてすべきだと思います。ただ、現状、名柄も含めて、新たに工業団地を整備した上でになりますので、現状ない以上は、今、誘致を進めているエリアが、私は限定的に書くべきだと思っております。

もし委員がおっしゃるように尾鷲市が中部電力の跡地に誘致を図って、もし名柄の工業団地をさらに工業団地として開発して、あそこを企業誘致場所としてどんどん推進していくという方針が決定するのであれば、私は、そのときに条例を一部改正すればいいんじゃないかなというふうに考えております。

○中村（レ）委員 もともとこの条例に関して、中部電力というくくりがない条例があったのをわざわざ廃止してまで、ここに場所を設定する意味は何ですか。

○濱田商工観光課長 現状、企業助成条例、従前の条例はありましたけれども、中部電力の38年あった以降、企業助成条例に基づいて支援をしたということがないと、私は、今、調べた限り判断しております。そうした中で、やはり形骸するものではなくて、今、やはり我々尾鷲市として企業誘致を推進するエリア、そちらに進出していただく企業の方に対してよりアピールするがために、今回の条例制定は必要だと考えております。

○中村（レ）委員 ということは、名柄のあの取水しているところにも、こういう税制の優遇措置は、なかったということですか。

○濱田商工観光課長 いろいろな国県補助等、入ったことは事実でありますけれども、この企業助成条例に基づいてという部分については、現時点で確認は取れません。

○中村（レ）委員 この今、言われた工業団地の指定というのは、いつされたんですか、この場所について。

○濱田商工観光課長 今回のおわせSEAモデルの対象エリアについて、工業団地という指定は、尾鷲市としては指定しておりません。ただ、そちらに企業が進出するのであれば、工業立地法の対象になります。

○中村（レ）委員 工業団地の指定がまだされていなくて、どこかが来るんやったら指定すると言うんやったら、その場所を決める必要は、やっぱりないじゃないですか。そうやから、別に、それが県のところに来るかどこに来るか、今、全く、ほかのところにも来る可能性はあるわけですよね、広い土地があって。小原野も広い土地があって、もしかしたら来るかもしれない。そうやから、そのときに……。いや、来えへんかもしれんけれども、場所を指定してまでこれをするという意味がないでしようって言っているんですよ。そうやさかいに、まず、この場所ありきだけ、いや、ここしか企業誘致しませんよという理由は何ですか。

○加藤市長 現に今の尾鷲の立地からいって、まず、大きく言えば、平地が9%で山林が91%。企業誘致に必要な分については、まずやっぱり場所なんですよ、

場所なんですよ。大きな場所があるか。ですから、我々は、その可能性を追いながら、要するに、企業立地をうまく進めるがための条例なんです。だから、要するに、中部電力跡地に限定した形の中でこういう条例をつくりたいと。だから、おっしゃるよう、どこかありますか、本当に。

○中村（レ）委員 なぜ、それなら、古江にアクアステーションなどを造るんですか。おかしいでしょう。

（「知らんがな、そんなもの」と呼ぶ者あり）

○中村（レ）委員 知らんがなじやないでしょう。その場所に造ったということは、そこの場所にも、工業団地的に造りたかったわけでしょう。そうやから、そのときのことは知らんかったがな、そうやさかいに、今、中部電力をつくるだけにこの網をかけるということの整合性は取れませんよね。別に、土地が少ないから中部電力のみというのは、話としてはおかしいんじゃないですかって言っているんですけども。

○加藤市長 だって、我々としては、有効性をいかにして現実化するかというような話なんです。今、現に、そこまで来ているわけなんですよ。要するに、この大型製材工場を誘致できるかできないかというそこまで来ているわけなんです。あと一步なんです。そのためのやっぱり我々が迎え入れる体制ということは、きちんとつくっておかなきやならないと。お金があれば、きちんとやりますよ。

ちょっと、もう一つ言わせてください。

○仲委員長 はい、市長、どうぞ。

○加藤市長 もう一つ、建前的にどうのこうのやったって、現に、だから、その昭和38年にこういう条例がつくっても全然使ってないじゃないですか、尾鷲市企業助成条例。38年、全然使ってない。使ってないからやめましょうと。これは、もう、要するに、ハード面のその場所とかそういう建物でもうなんだよ、使っていなかつたら、もうやっぱりやめたらいいんですよ。だけれども、我々は、こここの場にこういう条例をつくりながら、要するに、今後の誘致活動について有効性を求めるがためにきちんとつくるんですよ。それをきちんとお待ちしていますというつくり方をやっておかなきや駄目なんですよ。

○中村（レ）委員 市長、今の断定的な言い方は、やめてください。ここは議会ですし。

（発言する者あり）

○中村（レ）委員 そうですよ。すごく威圧的に物は言わないでください。何回

も言いますよ。別に……。

(「何言っても分からんから」と呼ぶ者あり)

○中村（レ）委員 市長、おとなしく言っても、私、理解できます。理解力がないわけじゃないんですよ。ただ、言われていることが整合性が取れていないですよねって言っているだけです。

そして、どうして企業誘致をするために、三田火力発電所のみに、この、つけるって言わな企業が来てくれへんというような妄想を持たれるんですか。

何回も言いますけれども、もし尾鷲に来られるような大手の企業であれば、別に三田火力発電所のみに優遇措置をするということを決めへん限り来やへんなんという企業は、ありません。ですから、この場所のみに限定した条例をつくる意味というのが、企業側から言われたということなんか、あり得ないんですよ。ですから、来てほしいのと、こちらの優遇措置として、三田火力発電所、民間の土地の活用について、ここだけしますなんていうことを尾鷲市のはうから言うこと自体が、おかしいと思うんですよ。おかしいと思われませんか、皆さん。

○仲委員長 ちょっと待てください、ちょっと待って。

課長、いろんな議論、進んでおるんですけど、今回の尾鷲市企業誘致促進条例と今まであった尾鷲市企業助成条例の違い、どういうふうに、今回、発展的なものにしたかというか、まさに違った部分があればちょっと説明をしてほしいです。

それで、もう一点は、対象地区が、今後、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地以外に民間自身が造成して、そこに産業振興のための工場を建てるという場合は、対象地区を察知した場合は、一部変更できるかどうか。もう、できるはずなんですよ。できる意思があるかどうか、そこら2点、答えてください。

○濱田商工観光課長 現状、企業助成条例、今の現企業助成条例については、助成金の交付であるとか市税の減免とかということを何でもしますという、何でも協力をさせていただきますという形にはなっていると思います。今回、それを新たなものにつくり変えることによって、正直言うと、市税の減免をすることについても内部で議論した結果、税の公平性からやはり税を減免していくというのは厳しいという部分の中で、やはりよその市町も確認をする中では、やはり奨励金という形で納めていただいたものを翌年に出す。あえてそれができるとするならば、課税免除で、国の法律にのっとった形では課税免除という形で、それは課措法にのっとった形でできるということがあります。敷地や道路、排水事業に対する協力という文言につきましても、今、中村レイ委員おっしゃるように、そこは中部電力の土地であ

りますので、当然、それを各市町さんが企業助成条例を上げているような企業誘致の促進条例を上げているような工業団地であるとするならば、それは全てが尾鷲市が、道路、排水事業、敷地、全てを整備してからどうぞお使いくださいという状況までした上でやっと企業誘致になります。今回の場合は、そこまではしないということで、あくまで民間の用地の中で企業自らやっていただくと、その中で、さらに減免でちょっとでもやっぱり初期の導入部分を3か年でも負担を和らげたいという思いがあって、新たに、このこっちの条例のほうに、より今に現実的な問題に合うような形でつくり変えたいということで条例を変えておりますので、今、名柄の話が出ましたけど、名柄をするならば、右岸であったりとかの分は尾鷲市が開発をしてという形の、それは、以前から、中部電力から尾鷲にもらっていたいただいて、あの土地をもらっていたいただいて全て基礎から何から排水から何から全部していただいてというお話も以前はあったんですけど、そうなるとそれは尾鷲の負担にはなりますので、そこは残念ながら尾鷲で対応できないということでお断りさせていただいたので、今のこの条例の形で落ち着けさせていただいております。

○仲委員長 もう一点、対象地区の話。

○濱田商工観光課長 対象地区、当然、もしそのなかでより大きな広い土地ができる企業が進出されるというお話をあれば、当然、商工としては企業誘致を促進している課でありますので、この対象エリアについては一部条例改正をして、当然、広げていくということも考えております。

○仲委員長 要するに、カバーできるということですね。

○濱田商工観光課長 はい。

○仲委員長 副市長、何か。もうよろしいですか。

○下村副市長 S E A モデル協議会が発足しまして企業誘致をもう何年も進めておる中で、尾鷲市として、いつまでも待ちの姿勢ではなく、攻めの姿勢を取っていくべきということで、今回、条例を制定させていただいたということで、火力跡地につきましては、火力さんも商工会議所も尾鷲市も含めて企業誘致というのをずっと進めてきた経緯がございますので、その辺、よろしくお願いします。

○仲委員長 レイさん、ある。中村レイさん、いい。

○中村（レ）委員 いや、企業誘致、進めるのは分かるけど、わざわざそれを名前を入れるという必要は、今の説明聞いても一個も分かれへんし、それに後で入れる必要がないから、こんなもの、別に一言入れる必要がどこにあるのかなというのが正直な感想です。それで、それをどうしてもこのまんまで行きたい理由というの

が私には全く理解できません、ます。

それと、今、いろいろ、ほかのところを調べて、もうこれの次の第2条の、それから6のこの土地、それから、家屋及び償却資産、これ、土地が中部電力のものであり、家屋がどこどこのものであり、それで、減価償却って、これ、全部年数が違うんですけども、これは、最初に投下した価格についてされるんですか。

そして、もしリースやったら減価償却がないんかもしれんけれども、持ち主が、これ、土地、買えへん限り、中部電力と経営者とは違いますよね。この軽減されるというのか助成されるこの固定資産税相当分みたいなのは、どういうふうな案分をされる予定ですか。

○濱田商工観光課長 確かに、おっしゃるとおりに、いろんな投下の償却とか云々の話が出てきます。ですので、より奨励金の内容を分かりやすくするために、1月1日現在で固定資産税がかかって相手の事業者に対して納付書が送られると思うんですけど、そこで払っていただいた額、納付をしましたよというそのものの額をもっていただいて同額を翌年予算計上させていただいて奨励金として支給させていただくという形で、我々としては、納めていただいた額なので非常に明確かなというふうに考えております。

○中村（レ）委員 それでは、その第8条……。

○仲委員長 レイ委員。

○中村（レ）委員 すみません。

第8条の、市長は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは奨励措置決定を取り消すことができるって書いてあるんですけども、取り消すことができるという文言は、取り消さないこともできるという文言ですか。その前文の第7条ですね。

○濱田商工観光課長 当然、できる規定になっておりますので、そういう認識です。

○中村（レ）委員 しなくてもいいということもあるということですね。

○濱田商工観光課長 基本は、そういうことはないと思いますけれども、できる規定として定めさせていただいております。

○中村（レ）委員 それでは、しなくてはならない規定に変えてください。この、することができる規定で、もし操業にいろいろな中止し廃業したときに、こちらから返還命令が出すことも出さないこともあるというような条例では、とっても、これ、困りますので、必ず取り消すというふうに断定形に変えてください。

○濱田商工観光課長 確かに、断定ということは理解はするものの、別にできる

規定であったとしても、それはきちんとすればいいだけの話で、問題ないと思います。

○中村（レ）委員 いいえ、条例ですから、どのようにでも取れるような言葉は、やめてください。

○仲委員長 次、ありますか。

○中村（レ）委員 はい。

それと、この事業継承した場合は継続できるという次の第9条なんですけれども、三木里の水もそうなんですけれども、一番最初にあの土地に川の横に井戸を掘るという説明が地区会であったそうです。そして、そのときに、ペットボトルを洗浄するという理由で地下水のくみ上げを許可してくれって言われたそうです。でも、實際には、ペットボトルというのは洗浄なんかしません。そして、その水を、今、がんがんただで取った水を売っています。その結果、あそこの権利は、日本人ではありません、海外の資本に移ってしまっています。そういうふうに、日本の税金でたくさんの助成金を入れたものが、たった何年間で、全部、海外資本になってしまっているんですよ。このときに、今、こういう助成、措置をされるのであれば、最低5年間の譲渡を禁止する、そして、海外への資本を禁止するという一文を、ぜひ入れてください。

○濱田商工観光課長 企業の経済活動の中でいろんな資本が入るのは当然かなというふうに私は理解しております。ただ、その中で、企業を進出していた中で、確かに事業者の経営者そのものは代わったかも分かりませんけど、実際、50人の雇用は生まれていますし、そこに対する税金も納付をいただいている、地域に対しての一定のあれがある以上は、それは私は、今、LIFE DRINK COMPANY様には感謝していることかなと思っております。

○中村（レ）委員 そんなこと、言わんとってください。三木里は、水をただで取られていて、大変な損害なんですよ。ですから、あれが水道水ぐらいの水を三木里に払ってくれていたら、確かに今の意見に賛成します。でも、三木里は、水というその一番大事な資源を無料で持っていかれて、尾鷲市に何が入ってきているのかは存じ上げませんけれども、幾ら入ってきているのかも存じ上げませんけれども、三木里の地区としては非常に迷惑です。

○濱田商工観光課長 そのLIFE DRINK COMPANYさんの地下水をくみ上げて売っているということに対して、我々、商工観光課として、それに対して、それがいいんじや悪いのかということをコメントする立場にはないと思います

ので、申し訳ないですけど、その件については発言を控えさせていただきます。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 ですから、最低5年の譲渡は認めないという一文は入れてください。

○仲委員長 課長、第9条に当該事業が継続されるときに限り云々と書いておるのやけど、言うたら、株式会社の名義が代わったとしても、当該事業が継続されれば尾鷲市としては問題はないという判断ですね。そういうことで、そういう意味じゃないですか。

○濱田商工観光課長 そういう意味です。

○仲委員長 そうですね。何の影響もないですね、当該事業が継続されるということは。そういう意味だそうです。

どうぞ、中村レイ委員。

○中村（レ）委員 いえいえ、尾鷲市として、この助成をするんやったら、ちゃんと永続性のあるちゃんとした企業に入ってきていただきたいし、たった2年、3年で経営者が代わるような事業所には入ってきていただきたくないの、その一文は必ず入れてください。それがネックになって来えへんような会社やったら、きっと大手ではないです。

○濱田商工観光課長 企業の経済活動、もちろん、当然、SEAモデル協議会のほうで事業者を選定して、今回、ここの対象事業者を決めるということになると思います。ただ、やはり、企業の経済活動である以上、当然、我々だって、5年であったり10年、長くこの尾鷲の地で操業していただくことを願ってはおりますけど、それは、世の中の経済状況ってどうやって変わるかは分かりませんので、そこだけは、当然長く操業していただきたいと思いますし継続もしていただきたいですけど、そこについても、やはりそれは何とも言えないことかなというふうに考えております。

○中村（レ）委員 それなら、この優遇措置を5年先に支払うということにしておいてください。そうしたら、5年間は尾鷲市が負担ないわけですから、何もその年に払ってもらったから、翌年度、払う必要ないじゃないですか。優遇措置なんですからね。

○濱田商工観光課長 あえて創業を翌年3年としているのは、やはりなかなか利益が出にくいという創業時点の中で、やはりそこの部分を支援すべきかなと。やっぱり経営が一番厳しいのは創業時であるんじゃないかというふうには考えておりま

すので、我々としては、創業から3年という形でさせていただきたいと考えております。

○西川委員 聞きよっても、これ、ずっと堂々巡りになっていくで、もう、どうですか、深層水で失敗しておるんでしょう、深層水を使ってくれるって言って使わんかって、結局、井戸水、取られたって、中村レイ委員が怒っておるわけでしょう。それで、入れたらええやん、もうその一文を。もうそれで終わりましょう。一文を入れる。入れて、別に、どうこうの影響がないんだったら。ただ、お互い意固地になって言わんでも、もう一文入れますで、いいんじゃないの、課長。

○濱田商工観光課長 一文を入れるとここで発言をするわけには、なかなか議案として上程しているものでありますので、じゃ、ここで一文入れますという私が発言できるものもありませんので。

(「入るでしょう」と呼ぶ者あり)

○西川委員 そうしたら、いつまでもやってくれよ。

○南委員 確かに、西川委員さんが言うように、堂々巡りに、もう入っていっておるみたいな感じなんですけれども、若干、その条例の中のちょっと確認したいことが二、三点あります。

対象地区、2条の、規則で定める中部電力三田火力発電所跡地ってあるんですけども、もう規則は、既にできておるんですか。

○濱田商工観光課長 規則は、今、最終の詰めをしている状況であります。

○南委員 規則は、これからあれなんですけれども、規則で、ある程度の、グレーゾーンと言ったら語弊がありますけど、幅を持たせるようなあれが、文言があれば、そこら辺での落とせるところがあるのかなというような感じもするんですけども、この中部電力用地というのは、尾鷲市の用地、全部でしょう、あの東邦石油のあったところも。その辺だけ、確認。

○濱田商工観光課長 そうです。今の発電所ヤードと第1ヤード、第2ヤードを想定している。そこに地番を規則の中ではきちんと書かせていただこうというふうに考えておりまして、中部電力さんは非常にたくさんの用地を持ってられますので、単純に跡地だけでしてしまうと、ほかのエリア、今、入っていないエリアも入ってくる可能性があるので、そこは地番できちんと縛りたいなというふうに考えております。

○南委員 それと、昭和36年のあの企業助成条例なんですけれども、現実にはつきり物を申すと、この企業助成条例のほうが、すごいんですね、誘致するに至っ

ては。もう無尽蔵に、もう道路もつけます、排水もつけます、何もやりますといって、これ、もうすばらしい、本当に、この条例だと思うんですね、僕は単純に。かえって、これなんかも、その規則で定めるというようなことがあるんですけども、現実に、その条例の規則って、どうやってあるのかということは、もう出てこんのですわ、ざっくばらんな話ね。そういう意味で、その企業を誘致するに当たっては、僕は、昭和36年の誘致は、進出する業者にとっては、物すごい有利な条例だと判断します。

だから、要するに、企業誘致をするということは、本当に皆さんが製材のことについて望んでおるんですけども、現実に8月に記者会見する、今度は12月にする、次はいつするんですかというようなことでね、だから、副市長が言われるように、この条例をつくって誘致をやるんですというのも分かるんですけども、僕は、元の条例のほうが、本当にPRしたら、すごい条例ですよ、これは。そこら辺の整合性について、ちょっとお聞かせしてほしいな。もう、前の条例のほうがすごい。

○下村副市長 企業助成条例のほうにつきましては、私も当然、過去のこと、昭和36年のことですので、どういった経緯でというと、もうどうしても中部電力三田火力発電所の誘致に向けての条例制定だったように思います、中身を見ても。

ただ、ここでいう助成の措置の助成金の交付、市税の減免、敷地、道路、排水事業に対する協力、ここまで現状の尾鷲市では協力はできんということで、新たな条例を制定させていただいたということになります。

○南委員 初めからそういう説明をしたら、説明してくれると理解できたんですけど。

以上です。

○小川委員 施行期日なんですけど、この条例は公布の日から施行すると言われているんですけど、この施行、公布の日というのは、いつのこと。

○仲委員長 議決日。

○小川委員 議決いただいた日というと、この議決やね。それは、何、先ほど議長が言われたとき、対象地区の規則で定めるという、その規則、まだできていないということなんですけれども、それまでに、議決までに規則ができるんですか。

○濱田商工観光課長 議決までに規則を制定するように、今、進めております。もし規則が公布日になんてできていなければ、この場合は条例施行規則となりますので、条例と施行規則が一体として初めて中身が成り立つものなので、そこが、

もし規則が公布日以内にできなかつたら、条例そのものの本来の効力は、ないものと考えております。

○南委員 そうなつてくると、同時に出さんならん、それは。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 これは、まだ（案）がついているので、この行政常任委員会が終わるまでに、これを変えてください。

○仲委員長 中身の話。

○中村（レ）委員 いえ、その……。

○仲委員長 規則を出せという意味。

○中村（レ）委員 規則やろうが、これを一文足すやろうが、これは、まだ（案）やから決定ではないし、この行政常任委員会の間ではどうにでもなるはずですから、どちらでも結構です。変えてください。

○南委員 いや、案自体は、もう上程したあれですので、もし、中村レイさんが言われるんやつたら、修正案で提示してもらって、委員会で決まつたら変わります。そういうことですね、委員長。

○仲委員長 意見が出尽くしたようでございますので、条例の審議については終わります。

○濱田商工観光課長 それでは、次に、議案書19ページ、議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、商工観光課に係る分について、お手元に配付の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書により説明させていただきます。

補正予算書16ページ、17ページを御覧ください。通知します。

まず、歳入です。

17款寄附金、1項寄附金、5目商工費寄附金、1節観光費寄附金500万円の追加は、企業版ふるさと納税として、株式会社あきんどスシロー様から御寄附いただいたものであります。

本寄附金につきましては、今回の補正予算に計上しております6款商工費、1項商工費、3目観光費の観光施設管理整備事業、夢古道おわせの整備事業に全額充当させていただいております。

次に、歳出です。

補正予算書の36ページ、37ページを御覧ください。通知します。

6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、補正前額6,901万7,

000円に対し補正額1,029万9,000円を増額し7,931万6,000円とするものであります。

内容といたしましては、観光施設管理整備事業として、工事請負費680万9,000円の追加と備品購入費349万円の追加であります。

詳細につきまして、行政常任委員会資料で説明いたします。

行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

1の目的です。

地域資源である海洋深層水の活用をはじめ、集客交流人口の増加を図るとともに、市民の触れ合い、生きがい及びにぎわいの創出の場として、尾鷲市内唯一の温浴施設である夢古道の湯に対し、企業版ふるさと納税を有効に活用し改修等を実施することで、コストの削減やさらなる来場者の増加を目的とするものであります。

2の概要と3の事業費につきまして、併せて説明させていただきます。

事業費総額は1,029万9,000円で、工事請負費680万9,000円の内訳は、夢古道の湯LED照明取替工事600万9,000円、夢古道の湯ウッドデッキ修繕工事80万円であります。

夢古道の湯LED照明取替工事につきましては、夢古道の湯のフロア全体をLED化することにより、省エネルギーによる消費電力の削減や他設備への負担軽減を図り、環境への配慮につなげます。

夢古道の湯ウッドデッキ修繕工事につきましては、現在、基礎のみを残し撤去されております夢古道の湯北側の屋外ウッドデッキを整備することにより、利用者の皆様へのリラックススペースの提供と景観の引き立てを行うものであります。

次に、備品購入費349万円の内訳は、券売機購入費250万円、浴室シャワー水栓購入費72万2,000円、デジタルサイネージ購入費26万8,000円であります。

券売機購入につきましては、11月11日の行政常任委員会での御意見も踏まえ、公金の適正管理と人件費削減につなげるため導入を図るものであります。

浴室シャワー水栓購入費につきましては、現在の手動式水栓から自閉式水栓に換えることにより、経費の削減につなげるものであります。

デジタルサイネージ購入費につきましては、夢古道の湯と地場特産品情報交流センター、現在、イサバヤが営業しているエリアにデジタルサイネージをそれぞれ設置することにより、利用者の皆様に市内の観光情報やイベント、キャンペーンなどの様々な情報を発信することで、集客交流人口の増加や顧客満足度の向上につなげ

てまいりたいと考えております。

本事業につきましては、本年9月に株式会社あきんどスシロー様から企業版ふるさと納税として御寄附をいただきました地方創生応援寄附金500万円と、令和5年2月に信金中央金庫様から企業版ふるさと納税として1,000万円御寄附いただき企業版ふるさと納税地方創生基金に積み立てておりました分から529万9,000円を繰入れし、全額特定財源を充当し実施させていただくものであります。

続きまして、補正予算書にお戻りいただきまして、第3表債務負担行為補正について説明させていただきます。

補正予算書の8ページを御覧ください。通知いたします。

商工観光課に係る債務負担行為につきましては、4段目から8段目までの5件であります。

まず、4段目の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守点検業務委託について、期間を令和7年度まで、限度額を443万3,000円とするものであります。

次の5段目の公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光課が管理しております尾鷲駅前公衆便所など、4か所のトイレの清掃に係る業務委託について、期間を令和7年度、限度額を61万6,000円とするものであります。

次の6段目の三木里地区観光トイレ清掃業務委託につきましては、三木里地区にあります観光トイレ2か所及び名柄一里塚公衆トイレの清掃に係る業務委託で、期間を令和7年度、限度額を40万円とするものであります。

次の7番目の三木里野鳥の小径管理業務委託につきましては、表土の補修や雑草等の除去、施設の点検保守などに係る業務委託で、期間を令和7年度、限度額を60万とするものであります。

商工観光関係に係る分といたしまして、最後となります8段目は、尾鷲市地域資源活用総合交流施設である夢古道おわせの指定管理料につきまして、期間を令和7年度から令和9年度までの3か年、限度額を4,482万6,000円とするものであります。

本年11月11日開催の行政常任委員会で御意見ありました発券機の導入につきましては、本補正予算に計上させていただいておりますので、指定管理者募集要項では発券機があることを明示することはもちろんのこと、夢古道の湯LED照明取替工事など、今回、補正予算に計上の内容、縮減等の効果を考慮した上での提案価格であることも制定基準の一つとし、夢古道おわせのプロポーザルを実施させてい

ただきたいと考えております。

以上で商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲委員長 以上が補正予算書（第7号）の説明です。

補正予算について御質疑のある方。

○小川委員 補正予算にも債務負担行為にも載っていないんですけれども、海洋深層水の活魚車に積み込む自販機みたいなの、あれ、壊れていますよね、ずっと、長い間。あれ、どうされるのかなと思いまして。

○濱田商工観光課長 当初予算で計上する方向で、今、予算計上しております。

○小川委員 大体、金額的には、どれぐらいかかるんですか。

○濱田商工観光課長 今の現状の見積りでは600万とか700万とか、かなりの額がかかると見込まれております。

○岩澤委員 すみません、デジタルサイネージ購入費26万8,000円で、2か所というふうになっている。これは2か所で26万8,000でよかったです。

○濱田商工観光課長 夢古道の湯とイサバヤの部分に1台ずつ設置で、2台で26万8,000円というふうになっております。

○岩澤委員 となってくると、サイズ的に大分小さいものになってくるというイメージでしょうか。サイズって決まっていますか。
というのも……。

○濱田商工観光課長 50インチで、今、正面玄関にあるサイズのぐらいの大きさのものを想定しております。

○岩澤委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○仲委員長 ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで、商工観光課、以上で審査を終わります。

（休憩 午後 2時40分）

（再開 午後 2時49分）

○仲委員長 建設課、準備、よろしいですか。それでは、建設課の審査に入ります。

一つ目、議案第64号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正について、説明をお願いします。

○塩津建設課長 それでは、議案第64号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正についてを説明いたします。通知いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

まず、改正理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行が令和7年6月1日に行われることに伴い、現在、関係条例の整理を進めているところでございますが、警察との協議において、まず、当該河川管理条例の罰則規定について構成要件を明確化する必要が生じたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。通知いたします。

令和6年第4回尾鷲市議会定例会条例等一部改正（案）新旧対照表の6ページを御覧ください。

尾鷲市普通河川管理条例の一部改正につきましては、第3条第1号中の「投きし又は」を「投棄」を漢字表記にして読点を追加し「投棄し、又は」に改め、次の第4条第1項第2号及び第5号中の「若しくは」を「又は」に、同項第6号中の「掘さく」を漢字表記に改めます。また、第8条3項中及び第11条中の「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中の「第10条」を「前条」に改めます。

次に、第13条中の見出し中、「取消、条件」を「取消し及び条件」に改め、同条第3号中、「詐欺」を「偽り」に改めます。

次に、第14条中、「一に該当する者は2年以下の懲役又は10万円以下の罰金」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に改め、同条各号を御覧の1号から7号までに改めます。

最後に、第15条中の「詐欺」を「偽り」に改めます。

議案第64号、尾鷲市河川管理条例の一部改正についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 河川管理条例の一部改正について、質疑ございますか。

○小川委員 全く素人が思うんですけど、普通河川というのは尾鷲市にどのぐらいあるんですか。それで、どことどことどこって、もし分かったら教えてください。

○塩津建設課長 ちょっと普通河川のほうは数が多いので、今、全体、ちょっと把握していないですが、尾鷲には、かなりの数、ございます。

○仲委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 いいです。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで処理します。

続きまして、議案第 66 号の一般会計補正予算（第 7 号）の議決について説明をお願いいたします。

○塩津建設課長 それでは、議案第 66 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明いたします。通知いたします。

補正予算書の 38、39 ページを御覧ください。

7 款土木費、3 項河川費、2 目砂防費で、補正前の額 2,150 万円に対しまして補正額 1,100 万円を増額し 3,250 万円とするものです。財源内訳としましては、地方債が 970 万円の増額で、一般財源が 130 万円の増額でございます。

内容としましては、18 節負担金、補助及び交付金で、これは、県の急傾斜地崩壊対策事業費の補正増に伴う地元負担金の増でございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。通知いたします。

補正予算書 8 ページを御覧ください。

第 3 表債務負担行為補正で、表の上から 9 段目、こちら、三重県自治体共同積算システム利用料（追加分）であります。資料を通知します。

委員会資料 1 ページを御覧ください。

三重県自治体共同積算システムの利用料を示した表となります。

契約期間は、令和 3 年度下半期から令和 8 年度上半期までの 5 か年であり、三重県を含めた県下市町では、土木工事の発注金額の算定の際に、この共同積算システムを利用しております。

システムの利用料につきましては、三重県が県下市町の全利用者数を取りまとめた上でシステム会社と契約し、その契約金額を全利用者人数で割ることで 1 人当たりの利用料金を算定、各市町の利用ニーズに応じて三重県に支払うこととなっておりますが、今回、このシステムの機能追加及び改修により 1 人当たりの利用料金が上昇したことによって、現行の第 6 期システムにつきまして、令和 7 年度分が 3 万円、令和 8 年度上半期分が 4 万円、合わせて 7 万円の増額となったため債務負担行為の補正を行うものでございます。

通知いたします。補正予算書 8 ページにお戻りください。

続きまして、同表の上から 10 段目、尾鷲港公衆便所清掃業務委託であります。

期間が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間、限度額が 98 万

3,000円で、これは、尾鷲港にある3か所の公衆便所の清掃業務委託です。

資料を通知します。資料2ページを御覧ください。

今回の業務委託の対象となる公衆便所の位置図であります。1番が尾鷲港天満防波堤付近にあります尾鷲港天満公衆便所、2番が長浜にあります長浜公衆便所、待合所、3番が魚市場横にあります尾鷲港屋外公衆便所であります。

通知いたします。補正予算書8ページにお戻りください。

続きまして、同表の上から11段目、尾鷲市立地適正化計画策定業務委託であります。

期間が令和7年度から令和8年度までの2か年で、限度額が2,630万円であります。

これは、さきの行政常任委員会で報告させていただきました尾鷲市での立地適正化計画の策定のため、令和7年度、8年度の2か年にかけて業務委託を行うものでございます。

資料を通知いたします。資料3ページを御覧ください。

まず、1番、尾鷲市立地適正化計画策定に係る債務負担行為整理表で、限度額2,630万円のうち、令和7年度分として740万円、令和8年度分として1,890万円を予定しております。

次に、2番、計画策定スケジュール（案）で、まず、青色のバーで表示したものが計画策定業務委託のスケジュールです。今年度の1月から3月の間で業務委託の契約までを行い、令和7年度当初から計画準備や関連計画、施策等の整理、課題等の分析、まちづくりや誘導の方針、居住誘導区域や都市機能誘導区域、防災指針や誘導施策、評価手法等について検討を行い、7年度末から計画の作成とマスタープランの改訂を進めていく予定でございます。

次に、緑色のバーで表示したものが市民説明会等のスケジュールで、計画策定の進捗に伴い前後するとは思われますが、御覧のスケジュールで説明会とパブリックコメントについて実施する予定でございます。

最後に、黄色のバーで表示したものが計画策定に伴い開催する庁内検討会、策定委員会、都市計画審議会で、時期につきましては現時点で未定となっておりますので、このスケジュールは、この期間を通して設定させていただいております。

議案第66号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）に係る建設課の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 一般会計補正予算（第7号）の説明は以上であります。

御質疑ある方は挙手願います。

○中村（レ）委員 この立地適正化計画についてお尋ねしたいんですけれども、これ、前に、尾鷲市は、もともとコンパクトシティやからあまり必要ないっておっしゃったのに、急にこれを2,680万かけてつくることになった理由は何ですか。

○塩津建設課長 さきの委員会等でもお話ししました、まず、高齢化や過疎化が進む都市において都市機能や居住誘導区域等を設定し、それらを公共交通等のネットワークでつなぐコンパクト・プラス・ネットワークという考え方が、今、主流で進めておりまして、それに基づいて計画を策定する予定ですが、まず第一に、今後、こういう計画がないと様々な補助事業等を受ける際に不利になったりという状況が考えられますので、今まで着手はなかったんですが、今後、これに向けてつくっていきたいということで予算計上させていただいたところでございます。

○中村（レ）委員 これで恩恵を受けるのは、今、都市計画区域内だけですよね。あの周辺部、これ、都市計画に入っていないので、例えば、三木里の海岸がこれで都市公園にしてもらえるとか、その条例へかけてもらえるとかという全くいいこと、ないんですよ。

まず、この適正化計画の前に都市計画をどうにかしてもらって、全体としてオーバーツーリズムとか、その自然環境が守られるような、そして、尾鷲は、尾鷲旧町内だけではないんです。九鬼とか三木里とか賀田にJRの駅があるところがありまして、そこもちっちゃなミニのそのサブコンパクトシティのサブシティというちっちゃな集落ですけれども、そういうその全体的な立地適正化計画というのを立てていただきたいと思うんですよ。都市計画に入っていないところは、有利な助成金が何も使えない状況のまま立地適正化計画というのが進んでいってしまうと、周辺部は、ますます大変なことになります。ですから、これを策定する前に、都市計画をちゃんともう一度つくり直していただきたいと思いますが、いかがですか。

○塩津建設課長 まず、最初に、その三木里海岸のその都市公園化という話が以前ございましたが、基本的に都市公園というのは都市計画区域内に設けるものでございまして、今ある施設を都市公園にするために、その周囲を都市計画区域と定めて都市公園にするという事後認定というのは、基本、認められておりませんので、その点は御了承いただきたいと思います。

また、この立地適正化計画に際しましては、都市計画区域内で定めるというふうになっておりますので、今回、旧町内の都市計画区域で立地適正化計画を定めると

いうことにしておりますが、ただ、マスタープランにもありますとおり、各周辺地区を取り残すというような計画であってはならないと思いますので、各地域等を含めた尾鷲市全体で様々な方法があると思われますので、その辺も含めた計画にしていきたいと考えております。

○中村（レ）委員 この確かに立地適正化計画をつくると、国のすごい有利な助成金というのがいろいろメニューがあつていいことやと思うんですけども、これを取つてつけたように、今、されるということですよね。だから、今さっきの条例じゃないけれども、全てが取つてつけたようになされているんですよ。それで、もっとちゃんと地域全体を見回して、今、三木里の海岸は都市計画公園がないから都市計画に入れへん。それでも、自然公園であろうが何かしらというのは描けていいことがあるはずで、描けていないから、今、放られているだけやと思うんですよ。

ですから、まず何が必要で何が困つていてというところ、細かいところを、企業を誘致するために道路が要るから適正化計画で助成金をもらいに行くじやなくて、もうちょっとちゃんと町全体を見て立地適正化計画というのを立てて、本当の意味のコンパクトシティとは何かというのをもう一回ちゃんと、所内というのかみんなで考えてからこれをされたほうが、今、これをやり続けて進んで、旧町内だけ、都市計画かかっているところだけ、ばっちり絵描いて、そこだけ何々造りますでは、とっても困ったまちづくりになりますので、もっときめの細かい、町全体を、須賀利から梶賀まで全体を見回した都市計画にしていただきたいと思います。

○塩津建設課長 まず、そういった計画については都市計画マスタープランがございますので、立地適正化計画というのは、都市マスタープランの高度化版といいますか詳細になったものでございます。まずは旧町内の都市計画区域内において立地適正化計画を定めたいと考えておりますが、基本的に、コンパクトシティをつくるだけが目的ではございません。それらを公共交通ネットワークナビで結んだコンパクト・プラス・ネットワークという考え方で、まずは住民の方の利便性が一番大事でございますので、それを確保できるような計画を、今後、定めていきたいと考えております。

以上です。

○仲委員長 他にございませんか。

中村文子委員。

下のライトがついていればオーケー。

（「つかないんですが」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 つかん。あかんな。ちょっと待って。

○中村（文）委員 ちょっと教えてください。尾鷲港の公衆トイレの清掃業務に関するなんですかでも、清掃頻度というのは大体何回ぐらい……。月に何回とか、そういうめどはありますか。

○塩津建設課長 月に何回というのか年間に何回という形で決めさせております。また数のほうは、お示しさせていただきたいと思います。今、ちょっと手持ちにございません、ないです。

○中村（文）委員 では、また分かり次第、お願ひします。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで、建設課、審査終了いたします。御苦労さまでした。

続いて、最後に病院、今日は最後に病院をして終了いたします。

ちょっと教育委員会のほうは業者を招くもので、その時間合わせをしたいもので、えらい申し訳ない。

それでは、尾鷲総合病院の審査に入ります。

まず、議案第69号の補正予算（第2号）について説明をお願いします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第69号、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容を御説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2条の業務の予定量でございますが、患者数につきましては、当初予定しておりました入院1日平均158人に対して実績から131人とし、年間延べ9,729人減の4万7,818人に変更するものでございます。

第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、収入において第1款病院事業収益、既決予定額42億4,382万5,000円を3億5,326万8,000円減額し、合計38億9,055万7,000円とするもので、内訳としまして、第1項医業収益36億929万4,000円を合計32億5,602万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額44億7,208万5,000円を1億9,007万7,000円減額し、合計42億8,200万8,000円とするものでございます。

内訳としまして、第1項医業費用43億6,808万3,000円に補正予定額1億8,095万3,000円を減額し、合計41億8,713万、第2項医業外費用1億350万2,000円に補正予定額912万4,000円を減額し、合計9,437万8,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条債務負担行為につきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

追加といたしまして、記載の19件を計上しております。

次のページの上段にあります清掃業務委託、洗濯業務委託、警備等業務委託につきましては、それぞれ期間を令和7年度から令和9年度までの3年間とし、それ以外は令和7年度の単年度として、これまでどおり計上しております。

次に、第5条、予算第9条に定めた経費につきましては、職員給与費、既決予定額24億5,168万3,000円を9,037万7,000円減額し、合計23億6,130万6,000円とするものでございます。

第6条では、予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額7億7,025万3,000円を6億7,374万8,000円に改めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入、第1款第1項医業収益、第1目入院収益において3億5,326万8,000円を減額するものでございますが、入院患者数が当初の見込みを下回っている状況によるものでございます。

内容につきましては、後ほど、資料にて御説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費9,037万7,000円の減額は、1節報酬において618万2,000円の減額、2節給料4,194万4,000円の減額、3節手当2,794万5,000円の減額及び4節法定福利費1,430万6,000円の減額で、別紙給与費明細書のとおりでございます。

第2目材料費8,773万5,000円の減額は、主なものとして、1節薬品費1,989万2,000円の減額と2節診療材料費6,739万3,000円の減額で、いずれも実績に基づくものでございます。

第3目経費284万1,000円の減額は、主なものとして、7節光熱水費は300万円の増額、15節委託料につきましては、主に廃棄物処理量の減によるもので763万2,000円の減額、20節負担金は、消化器内科の応援医師など、派遣医に伴う負担金209万1,000円を増額するものでございます。

第2項医業外費用912万4,000円の減額は、第3目雑支出、控除対象外消費税885万4,000円の減額及び第4目消費税及び地方消費税27万円の減額で、消費税額を再計算したことによるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

補正後の令和6年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、令和6年度1年間の現金の増減を表すものでございますが、次のページの5ページを御覧ください。

下段の今年度末の資金残高は9億1,113万7,000円となる見込みでございます。

6ページ、7ページは、給与費明細書でございます。

続きまして、8ページ、9ページは、令和6年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

9ページを御覧ください。

9ページ、下から3段目の当年度純損失は、第1号補正予算において2億2,922万3,000円を見込んでいましたが、今回の補正で3億9,237万9,000円の純損失となる見込みでございます。

10ページから12ページまでは、尾鷲市病院事業会計の予定貸借対照表、13ページ以降には注記を記載しております。

以上が令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算の第2号及び予算説明書の説明でございます。

○仲委員長 どうも御苦労さまです。

第2号の補正予算、説明は以上でございますが、何か質問、質疑ございますか。

○南委員 ちょっと1点だけ。

今の当年度……。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○竹平総合病院事務長 すみません、第3号はよろしいでしょうか。

○仲委員長 うん……。

○竹平総合病院事務長 その第2号で……。

○仲委員長 第3号は後で。

○竹平総合病院事務長 後でということは、資料の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○仲委員長 その以後の。

○竹平総合病院事務長 以後の。

○仲委員長 議長、ちょっと待ってください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 では、資料の説明をお願いします。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料1のほうを御覧ください。

医業収益（入院収益）の積算内訳について御説明させていただきます。

令和6年度当初、内科の1日平均の患者数が84.9人と見込んでおりましたけれども、2号補正では1日平均57人ということで、約3億7,500万円の減ということになります。

ほかの科につきましては、増減があるんですけれども、下のほうで一般病棟の計を見ていただきたいんですけれども、令和6年当初では117.7人、1日平均を想定しておりましたけれども、2号補正では1日平均を93.1人とさせていただきまして、3億2,200万円の減となります。

あと、地域包括ケア病棟ですけれども、1日平均40人のところを、2号補正では38人ということで3,100万円の減となりまして、合計で3億5,300万円の減となる見込みです。

以上です。

○仲委員長 よろしいね。

○竹平総合病院事務長 以上になります。

○仲委員長 議長、どうぞ。

○南委員 すみません、今の事務長が説明で当初の純損失は2億2,000……。

ちょっともう一回聞かせて、当初の純損失の。

○竹平総合病院事務長 2億2,922万3,000円でございます。

(発言する者あり)

○竹平総合病院事務長 失礼しました。当初は2億2,376万6,000円でございます。

○南委員 やはり、内科の入院がこれだけ激減した主な要因というのは、どのよ

うな感じでつかんでいます。

○竹平総合病院事務長　　我々もやはりどの科が減ったかというとやはり内科だということで、昨年の4月からこの10月までと今年の4月から12月までの主な診療の対比という、科別なんですけれども、それを見ますと、やはり消化器内科、あとは、心疾患の患者というものが減少しているというようなところは分かっております。あとは、やっぱり昨年度の令和5年度の実績やと約4万6,000人でございました。ですので、今年度、冬になると患者数が増えますのでそれはどうか分かりませんけれども、今の実績から行くと、大体昨年度並みなのかなという予測はしております。

○南委員　　参考までに、一般病棟の稼働率とケア病棟の稼働率だけ、ちょっと教えてください。

○高濱総合病院総務課長　　稼働率というよりは、1日平均105人……。

違うな……。ごめんなさい。

入院一般病床において、1日平均の入院患者数が約67人で、分母のほうが143ということで。それで、稼働率は幾つになる……。47ペーぐらいです、一般病床で。それで、地域包括ケアのほうが、38平均で56床、68%ぐらいで推移しております。

○仲委員長　　委員、よろしいですか。

○南委員　　はい。

○仲委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　なしということで、次に、追加議案の76号の補正予算（第3号）について説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長　　それでは、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第3号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第3条収益的支出のうち、医業費用4,953万2,000円の増額は、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正により給与費を増額するものであります。2ページを御覧ください。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費4,953万2,000円の増額は、2節給料2,508万4,000円、3節手当1,776万3,000円、4節法定福利費668万5,000円を増額するものでございます。

4 ページを御覧ください。

費用の増加により、キャッシュ・フロー計算書における今年度末の資金残高は 8 億 6,160 万 5,000 円となる見込みでございます。

5 ページ、6 ページは、給与費明細書でございますので、損益計算書の 8 ページを御覧ください。

下から 3 段目の当年度純損失でございますが、2 号補正と比較し、4,953 万 2,000 円増の 4 億 4,191 万 1,000 円となる見込みでございます。

以上が令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第 3 号）及び予算説明書の説明でございます。

説明は以上になります。

○仲委員長 第 3 号の補正予算について、質疑ございますか。

○中村（レ）委員 今、キャッシュ・フローが、これ、8 億っておっしゃって、純損失 4 億っておっしゃいましたか。ということは、あと 2 年でキャッシュ・フローが焦げつくということでいいんですか。

○竹平総合病院事務長 委員のおっしゃるように現金のほうが減っているという形の中で、基本的には入院患者数の減が収益の減ということで大きく響いておるところでございますが、やはり今の病院の取組としては、昨年度作成した経営強化プランの中で、医療機器の更新であったり、そういう施設設備の投資費用を年間約 1 億円で収めたいという中で抑制することで取り組んでいきたいと。あとは、収益加算なんですか、収益の報酬の充実ということも、やはり病院としては取り組まなくてはならなくて、経営強化プランの中でもそうなんですか、やはり取れる病床数の減をする中で、夜間の看護師の配置加算ですか、そういうものでも、例えば、月 60 万から 120 万あるんですけれども、そういうものも細かく取れるような努力をしていくという中で何とか抑えていきたいという形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村（レ）委員 人件費は抑えようがないというのか、今後、伸びる可能性もあるし、人件費を抑えるというのは、とっても、何というのかな、承認し難い。特に医療関係者は大変なことをしていただいているのに、それを抑えに行くと、それこそサービス低下になるやろうし、本当に、それでなくても医療関係者に成り手がないような時代で、それを削りに行くというのはできひんことやと思うんですよ。というより、今のまんまでって、今、おっしゃっていた、人口が減っていって、それなら入院患者数も増えるんかって言われたときに、増えへん可能性のほうが高く

なってくるのと違うかなと思うんですけども、その改善化計画というのは、ほかは何か考えておられますか。

○竹平総合病院事務長 そういうこともあって、やはり昨年度、病院の経営強化プランというものを策定した中で、病床数の削減によって、やはり収益の増を少し図っていくということと、あとは、やはりコロナ禍以降のこの入院患者が減った部分が戻ってこない部分。外来患者はそれほど減ってはいないんですよね。ですので、どういう体制で入院患者を増やしていくかという辺り。例えば、その診療においても、消化器内科の医師が、今、常駐いないんですけども、そういうことの交渉をしながら、消化器内科の患者の数を増やすなり、いろんなその取組としてはやっていかんなというふうに病院としては考えています。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 はい。

○仲委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 以上で尾鷲総合病院の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

本日の常任委員会はこれで終了いたします。

明日、また、水道、教育委員会ありますので、10時からよろしくお願ひします。

（午後 3時23分 閉会）